

タイにおける食品輸入規制
及び手続等ガイドブック

2015年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
農林水産・食品部
バンコク事務所

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

アンケート返送先 FAX : 03-3582-7378

e-mail : AFC@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 農林水産・食品調査課宛

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：タイにおける食品輸入規制及び手続等ガイドブック

タイにおける食品輸入規制及び手続等ガイドブックをお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書で提供させていただきました「タイにおける食品輸入規制及び手続等ガイドブック」について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：本調査をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。

--

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■ご所属をご記入ください。

【必須】 <input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> その他	御社・団体名（任意）	
	部署名（任意）	
	※質問3をお答えいただいた方は、ジェトロからお話をお伺いする場合がございますので、ご連絡差し上げてもよろしい場合、以下の欄もご記入ください。（任意）	
	ふりがな	
	お名前	
	お電話番号	メールアドレス

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針

(<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～

はじめに

本調査報告書は、日本産農林水産物・食品のタイ向けのさらなる輸出拡大を目的に、タイにおける食品輸入規制及び必要な手続き・書類等を明らかにし、関係者の取組みに資する。また、タイにおいては消費者の食品安全への関心、健康志向が高まっていることから、健康イメージのある日本食・日本食品へのニーズを探る。

本調査結果が今後の当該市場への日本産農林水産物・食品の輸出拡大の一助となれば幸いである。

日本貿易振興機構（ジェトロ）
農林水産・食品部
バンコク事務所

目 次

第1章 食品輸入等の食品安全管理に関する行政機関及び関係法令.....	5
1. 食品安全管理に係る行政機関一覧.....	5
2. 食品関連法令.....	7
第2章 保健省食品医薬品局による食品輸入関係施策.....	9
1. 食品の定義と分類.....	9
2. 食品の種類と詳細.....	10
3. 食品法による輸入規制.....	13
4. 食品輸入の手続き.....	15
5. 輸入食品の表示.....	42
6. 食品添加物の規制.....	43
7. 製造、販売、輸入を禁止している食品.....	48
8. 放射能汚染の危険がある食品の輸入.....	51
第3章 農業・協同組合省による食品輸入関係施策（動植物検疫を含む）.....	53
1. 植物検疫.....	53
2. 動物検疫.....	80
第4章 財務省物品税局その他による食品輸入関係施策.....	85
1. 食品輸入にかかる物品税.....	85
2. 食品輸入関係施策.....	87
第5章 タイ人消費者の嗜好.....	89
第6章 食品輸入小売企業による取組事例.....	95
1. 日系スーパーマーケット「UFM フジスーパー」.....	95
2. 地場大手食品小売業 Central Food Retail Co., Ltd.....	96
参 考 タイにおける食品産業・食品輸入の現状.....	98

第1章 食品輸入等の食品安全管理に関する行政機関及び関係法令

1. 食品安全管理に関する行政機関一覧

タイの食品安全管理は行政機関においては保健省を中心に、農業・協同組合省、商務省、科学技術省などが担当している。このほかにタイ国家食品研究所や大学機関が食品安全について各種分析や研究を行う支援機関としての役割を果たしている。

(1) 国家食品委員会 (National Food Committee)

関係機関の横断的な食品政策を決定する国家委員会。2008年に国家食品委員会法を制定し法制化した。国家食品委員会法は食品の品質、安全、信頼、教育の普及のための政策と戦略を策定する国の意思決定機関の役割を規定し、同委員会は各行政機関が管轄する食品関連法律の施行に統一性や効率性を持たせ、さらに食品に係る緊急事態が発生した場合の対応を検討する役割を担う。首相または首相が任命した副首相を委員長とし、関係省庁の大臣および7人の専門家を委員とする。保健省と農業・協同組合省を事務局とし、保健省の食品医薬品局局长、農業・協同組合省の農産品・食品規格基準局局长をそれぞれ委員兼事務局長とする。

(2) 保健省 (MOPH: Ministry of Public Health)

タイの食品安全管理において中心的な役割を果たす。タイ国民すべての人々の「健康」を維持管理する事を任務とし、食品医薬局、医科学局、衛生局等を内部部局に置く

<http://eng.moph.go.th/>

① 食品委員会 (Food Committee)

食品法を運用管理する委員会。保健省大臣を委員長とする。

② 食品医薬品局 (FDA: Food and Drug Administration)

国内食品の安全性確保に関する中心的な役割を担う。食品に係る製造、販売、輸入の基準策定、許認可などを監督する。

③ 医科学局 (DMSc: Department of Medical Science)

食品分析、残留農薬検査の技術開発、分析証明書の発行、ラボラトリーの認証など。

④ 衛生局 (DOH: Department of Health)

市場、食堂、屋台などの検査および規格基準の認証、食品衛生の研究と普及。

⑤ 食品安全性実施センター (Food Safety Operation Center)

医科学局の管轄下にある組織で、国際的な食品安全性に関する情報の集積、食品安全性のリスク分析能力の開発、食品安全性の省レベルの政策指針の策定などを行う。

(3) 農業・協同組合省 (MOAC: Ministry of Agriculture and Agricultural Cooperatives)

国内に安全な食品が提供されるよう、内部部局である農業局、農業普及局、畜産振興局、水産局、農産・食品規格基準局において農産物から加工品に及ぶ食品の安全管理を行う。

<http://eng.moac.go.th/main.php?filename=index>

① 農業局 (DOA: Department of Agriculture)

植物検疫、GMO規制、農薬・化学物質の安全な使用、植物品種保護。輸出農作物の検査・証明書発行、有機農産物の認証検査 (ACFSの規格に基づく)

② 農業普及局 (DOAE: Department of Agricultural Extension)

GAP指導、農薬の安全使用の指導。

③ 畜産振興局 (DLD: Department of Livestock Development)

安全な畜産物生産・加工基準、畜産物検査、証明書の発行、HACCP認証。

④ 水産局 (DOF: Department of Fishery)

水産物捕獲・養殖に関する適正かつ安全な技術の確保、工場・製品検査。証明書発行、HACCP認証、コードオブコンダクトの普及・認証。

⑤ 農産・食品規格基準局 (ACFS : Office of Agricultural Commodities and Food Standard)

Q マークの認証、農産品の規格基準の設定、WTO/Codex の担当事務局。

(4) 商務省 (Ministry of Commerce)

主にタイ国の経済・貿易に関わり、食品関連では輸出入の禁止・制限品目の指定を行う。

http://www2.moc.go.th/main.php?filename=index_design4_en

外国貿易局 (DFT: Department of Foreign Trade)

国内産業保護のため輸出入禁止品目、制限品目を指定。

(5) 科学技術省 (Ministry of Science and Technology)

科学技術の発展・計画を担う。食品安全関連では放射能、遺伝子の分析と証明書発行に関わる。<http://www.most.go.th/eng/index.php>

① 平和原子力庁 Office of Atoms for Peace (OAP)

食品の放射能検査および証明書の発行

② 遺伝子工学・生物技術センター (BIOTEC)

GMO 農作物研究、分析サービス

(6) タイ国家食品研究所 (National Food Institute)

食品分野において分析レポートを発表するほか、食品衛生管理 HACCP 認証について指導を行う。

食品政策の提言、食品技術の開発・普及、HACCP 指導

(7) 国立マヒドン大学栄養研究所 : Institute of Nutrition, Mahidol University (INMU)

1889 年創立。タイ国で最も古い教育機関。全部で 8 つある研究所のひとつ。

食品ラベル用の栄養分析、その他食品分析サービス、栄養研究

(8) 国立カセサート大学食品研究開発研究所 : Institute of Food Research and Product Development (IFRPD) Kasetsart University

タイ国においては最初の農業大学であり、3 番目に古い大学にある研究所。

食品ラベル用の栄養分析、その他食品分析サービス、食品技術研究

(9) 国立チュラロンコーン大学健康研究所 : Institute of Health Research, Chulalongkorn University

1917 年創立のタイ国最古の総合大学。国立タマサート大学となら同国最高学府の研究所。

食品リスク分析や農薬リスク評価の研究および研修開発

2. 食品関連法令

タイにおける食品輸入に関する法令は、保健省による食品法、商務省による輸出入管理法、農業協同組合省による植物検疫法が主な法律である。

各省庁はこうした主要な法律に基づき、詳細規則等を状況に応じて随時告示の形で発令しているため、事業者は各省の公示を随時確認する必要がある。

- (1) 食品法 (Food Act) 1979年 保健省食品医薬品局
食品工場設置、食品輸入の許可、製造、表示、販売、広告の許認可など食品衛生に係る運用規則を定めている。
<http://www.fda.moph.go.th/eng/food/laws.stm>
- (2) 薬事法 (Drug Act) 1967年 保健省食品医薬品局
医薬品および動物医薬品の製造、販売、輸入、使用基準等を規制している。
<http://www.fda.moph.go.th/eng/drug/laws.stm>
- (3) 飼料管理法 (Animal Food Control Act) 1982年 農業協同組合省畜産振興局
飼料の製造許可、製造方法、飼料の輸出入について規定している。
- (4) 動物伝染病予防法 (Animal Epidemic Act.) 1956年 農業協同組合省農業局
動物の移動、輸出、輸入の検疫、伝染病措置等について規定している。
- (5) 植物検疫法 (Plant Quarantine Act) 1964年 農業共同組合省農業局
植物、農産物の輸出入にかかる検疫および検疫証明書の発行規則等について定められている。
- (6) 植物品種法 (Plant Act) 1976年、植物品種保護法 (Plant Variety Act) 1975年 農業協同組合省農業局
植物、農作物の品種の輸出入、遺伝子組み換え植物、植物の品種保護の権利についての規定している。
- (7) 輸出入管理法 (Import and Export of Commodity Act) 1979年 商務省外国貿易局
同法に基づき、商務省外国貿易局が輸出入禁止品目、制限品目を指定している。
- (8) 関税法 (Custom Act) 1926年 財務省関税局
関税に関わる全ての法制度を規定している。
- (9) 公衆衛生法 (Public Health Act) 1990年 保健省衛生局
広く国民の健康状況の維持、向上するために母子保健、伝染病予防、水道衛生管理、飲食店、フードマーケットの設置基準等について規定している。
- (10) 消費者保護法 (Consumer Protection Act) 1998年改正 消費者保護委員会事務局
消費者保護特別委員会の下、国民が消費する製品、サービスに対して消費者を保護するため、流通、広告等を規制している。消費者団体による代理訴訟が可能である。
- (11) 消費者問題訴訟法 (Consumer Case Procedure Act) 2008年 司法裁判所
裁判の二審制、訴訟手続きの迅速化、簡素化の便宜を規定している。製造・販売業者の責任を明確化し、損害賠償訴訟で消費者側に求められてきた立証責任を業者側が担うことや、消費者負担の軽減のために業者側敗訴の場合の業者側の裁判費用の負担も義務付ける。
- (12) 製造物責任法 (Product Liability Act) 2008年

対象範囲は農産物を含む製品、動産で責任対象範囲は連帯責任で製造業者に限らず、製造委託業者、輸入業者、販売業者にまで及ぶ。

(13) 危険化学薬剤法 (Hazardous Substance Act) 1992年 工業省工場局
農薬など危険物質を分類し、輸入、輸送、保管を規定している。農業・協同組合省農業局と連携して同法に基づく農薬の使用禁止物質を定めている。

(14) アルコール飲料管理法 (Alcohol Beverage Control Act) 2007年 保健省疾病局
国家アルコール飲料政策委員を設置し、アルコールの広告、販売の規則を定めている。

(15) 工業規格法 (Industrial Product Standards Act) 1968年 工業省
工業製品の規格、マークの制定、告示で指定された品目(強制規格)の輸入には工業省管轄の品質管理委員会の許可を必要とする(15年2月時点、食品関連はパイナップル缶詰と食用塩が強制規格となっている)。

(16) 農産品規格法 (The Agricultural Standards Act) 2008年 農業・協同組合省農産品・食品規格基準局
農産品の規格、マークの制定、任意規格と強制規格があり、告示で指定された品目(強制規格)の輸入には農業・協同組合省管轄の農産品規格委員会の許可を必要とする(15年2月時点、強制規格の指定品目はない)。

第2章 保健省食品医薬品局による食品輸入関係施策

1. 食品の定義と分類

「食品」とは、次の経口摂取する物品や生命維持のための物品をいう。

- (1) 人が食べる、飲む、口に含む、もしくは何らかの方法、形式で体内にとり入れる物品をいう。ただし、薬品、神経系に効果を及ぼす物品、違法薬物は含まない。
- (2) 食品製品として使用すること、もしくはその一部として使用することを目的とする物品、食品添加物、着色料、香料、調味料をいう。

食品グループ	種類	内容	品目数
グループ1	特定管理食品	<p>最も厳格な規制、管理が必要な食品は次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者の健康衛生に甚大／かなり大きなリスクがあり、消費者を死亡させる可能性がある。例：体重管理が必要な者向け食品、乳児用加工乳や乳幼児用加工乳、乳児用食品、乳幼児用食品、乳幼児用サプリメント等の特に乳児のリスクグループとなる消費者グループ向け食品 ・ 食品添加物、チクロ、ステビア等の複数の多種食品生産と併用する食品／化学物質 	7
グループ2	品質規格管理食品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発酵食品、栄養価や安全面に影響を及ぼす食品（例：ナムプラー、酢等） ・ 消費者の健康衛生にただちに重大な影響を及ぼさないが、長期的には消費者の健康衛生に重大な影響を及ぼす可能性のある生産プロセスを経る食品（例：密封容器に封入された飲料水、食塩、茶、コーヒー） ・ 製品の消費者に対する安全確保のために生産プロセス管理を実施する必要がある食品（例：密封容器内に封入された食品、牛乳、加工乳、ヨーグルト、乳製品、アイスクリーム、密封容器に封入された飲料） 	39
グループ3	表示管理食品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品添加物の仕様が厳格に規制されており、微生物の繁殖に適さない環境が保たれているために危険性の低い食品（例：ガム、キャンディー） ・ 一部に管理が不十分な生産プロセスがあったとしても製品の消費者の健康衛生に対する危険性がかなり低い食品（例：インスタント食品、レトルト食品等） 	11
グループ4	一般食品	<p>上記3種類以外の食品は次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康衛生に対する危険性の低い食品（例：ガビ（えびペースト）、乾燥豆、春雨、カノムチン（タイ素麺）、グラニュー糖、胡椒、粉トウガラシ等） 	上記以外

2. 食品の種類と詳細

(1) グループ 1 特定管理食品

分類	保健省告示番号 (括弧内は告示された年)
シクラミン酸ナトリウムおよびシクラミン酸ナトリウムを含む食品	No. 281 (2004), No. 359 (2013), No. 363 (2013)
乳幼児用調整乳、幼児および小児用連用処方調整乳	No. 156 (1994), No. 167 (1996), No. 286 (2004), No. 307 (2007)
食品添加物	No. 281 (2004)
乳幼児用食品、乳幼児および小児用連用処方食品	No. 157 (1994), No. 168 (1996), No. 171 (1996), No. 287 (2004), No. 308 (2007)
体重管理を必要とする人のための食品	No. 121 (1989), No. 331 (2011)
乳幼児および小児用補助食品	No. 158 (1994), No. 169 (1996)
ステビオール配糖体	No. 360 (2013)

(2) グループ 2 品質規格管理食品

分類	保健省告示番号 (括弧内は告示された年)
コーヒー	No. 197 (2000), No. 276 (2003), No. 330 (2011)
食塩	No. 333 (2011)
ビタミン添加米	No. 150 (1993)
ピータン	No. 236 (2001)
クリーム	No. 208 (2000)
電解質飲料	No. 195 (2000), No. 332 (2011)
チョコレート	No. 83 (1984), No. 327 (2011)
茶	No. 196 (2000), No. 277 (2003), No. 329 (2011)
一部のソース	No. 280 (2004)
ハーブティ	No. 201 (2000)
氷	No. 78 (1984), No. 137 (1991), No. 254 (2002), No. 285 (2004)
密閉容器に詰められた豆乳	No. 198 (2000)
密閉容器に詰められた飲用水	No. 61 (1981), No. 135 (1991), No. 220 (2001), No. 256 (2002), No. 284 (2004), No. 316 (2010)
魚醤	No. 203 (2000), No. 323 (2010)
ハチミツ	No. 211 (2000)
落花生油	No. 23 (1979), No. 233 (2001)

バターオイル	No. 206 (2000)
パーム油	No. 56 (1981), No. 234 (2001)
ココナッツ油	No. 57 (1981), No. 235 (2001)
油および油脂	No. 205 (2000)
天然ミネラル水	No. 199 (2000)
酢	No. 204 (2000)
バター	No. 227 (2001)
チーズ	No. 209 (2000)
ギー (食用油脂)	No. 226 (2001)
大豆タンパク粉末から得られる調味製品	No. 317 (2010), No. 322 (2010)
サプリメント	No. 293 (2005), No. 309 (2007)
密閉容器に詰められたジャム、ゼリーおよびマーマレード	No. 213 (2000)
ローヤルゼリーおよびローヤルゼリー製品	No. 294 (2005)
半インスタント食品	No. 210 (2000)
調理用食塩水	No. 324 (2010)
マーガリン	No. 348 (2012)
牛乳	No. 350 (2013)
フレーバー牛乳	No. 351 (2013)
その他の乳製品	No. 352 (2013)
乳酸飲料	No. 353 (2013)
アイスクリーム	No. 354 (2013)
密閉容器に詰められた食品	No. 355 (2013)
密閉容器に詰められた飲料	No. 356 (2013)

(3) グループ 3 表示管理食品

分類	保健省告示番号 (括弧内は告示された年)
パン	No. 224 (2001)
密閉容器に詰められたソース	No. 200 (2000)
玄米粉	No. 44 (1980)
肉製品	No. 243 (2001)
香味料	No. 223 (2001)
インスタント寒天およびゼリー菓子	No. 100 (1986), No. 263 (2002)
ガムおよび飴	No. 228 (2001)
半調理食品および調理済みインスタント食品	No. 237 (2001)
照射食品	(No. は原本に記載が無い) (2010)
遺伝子組み換え食品	No. 251 (2002)
特別な目的を持つ食品*	No. 357 (2013)

特別な目的を持つ食品とは

- ・特別な病人あるいは身体障害者に向けた食品
- ・特別な栄養が必要な人向けの食品 例：老人、妊婦、体重管理者に向けた食品。

(4) グループ 4 一般的な食品

食品グループ 1 から 3 以外の食品全てを指す。

参照：タイ国食品法 1979 年 (Ministry of Public Health Thailand, Thai Food and Drug Administration)

<http://www.fda.moph.go.th/eng/food/laws.stm>

3. 食品法による輸入規制

食品を取り扱う事業者は、食品法に基づき、食品を製造または輸入する前に認可を受けなければならない。食品法では、不適切な食品の流通を未然に防止する観点から、食品が輸入される前段階において、食品の輸入業者許可、特定管理食品の食品調理法登録、食品登録、表示、広告の認可などが義務付けられている。

輸入の定義

「輸入」とは、国内への食品の輸入もしくは注文をいう。

(1) 関連法律（食品法 1979 年第 15 条）

保健省から認可証を取得している場合を除き、何人も販売目的の食品を輸入してはならない。認可申請及び認可は省令第 2 号に規定の原則、手続、条件に準拠するよう実施する。

(2) 事業者の義務（食品法 1979 年第 15 条）

食品の輸入者には、以下を順守する義務が課せられている。

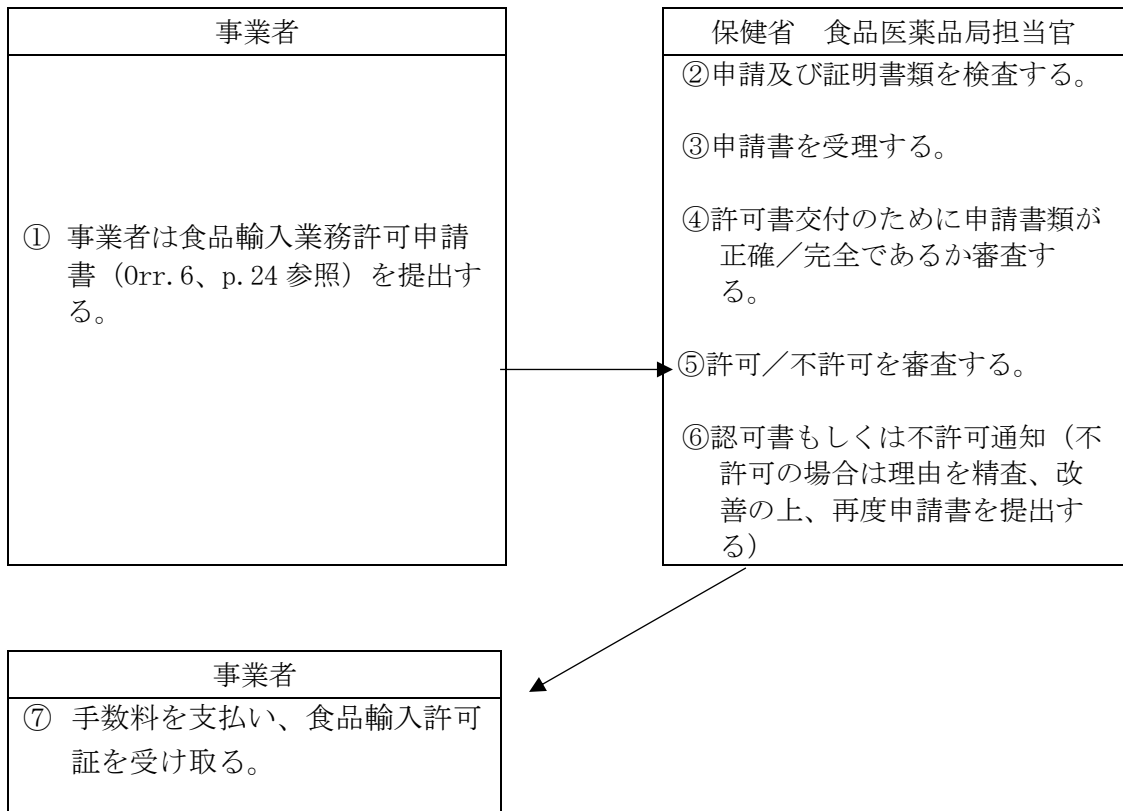
- 認可の要件に従い食品を保管する。（食品法 1979 年第 20 条）
- 食品の輸入施設／保管施設を移転してはならない。（食品法 1979 年第 21 条）
- 登録に一致する特定管理食品を輸入する。（食品法 1979 年第 34 条）
- 公開された場所に認可証／代用交付証を表示し、生産／輸入施設を示すプレートを作成しなければならない。（食品法 1979 年 第 23 条）

(3) 事業者の権利（食品法 1979 年 第 19 条）

認可者が認可証を交付しない場合、認可証を更新しない場合、施設移転を認可しない場合、文書で大臣に再審を請求することができる。

(4) 食品輸入許可申請手順（食品法 1979 年第 15 条）

タイに食品の輸入をする際は、あらかじめ以下の手順で輸入許可証を取得しておく必要がある。



4. 食品輸入の手続き

(1) 食品グループ別申請書類

食品分類	申請書類
グループ 1 特定管理食品	食品輸入業務許可申請書（書類名：Orr. 6）（p. 24 参照）、食品調理法登録申請書（書類名：Orr. 17—ラベルも同時に提出）（p. 34 参照）
グループ 2 品質規格管理食品	食品輸入業務許可申請書（書類名：Orr. 6）食品登録/食品詳細申告申請書（書類名：Sor .Bor 5）（p. 36 参照）（注）「ロイヤルゼリーおよびロイヤルゼリー製品」、「補助食品」はその成分内容により、食品登録/食品詳細申告申請書（書類名：Sor. Bor 5）または表示許可申請書（書類名：Sor. Bor. 3）（p. 38 参照）のどちらかを提出する。
グループ 3 表示管理食品	食品輸入業務許可申請書（書類名：Orr. 6）、食品登録/食品詳細申告申請書（書類名：Sor. Bor 5）（注）「特別な目的を持つ食品」は表示許可申請（書類名：Sor. Bor 3）を提出する。
グループ 4 一般食品	食品輸入業務許可申請書（書類名：Orr. 6）（注）「容器に詰められた食品の品質また基準を維持するために使用する物質を含む食品」、「アロエベラを含む食品」は食品登録/食品詳細申告申請書（書類名：Sor. Bor 5）を提出する。

(2) 食品輸入許可申請の際の書類（参照：食品法 1979 保健省告示第 2 号）

①食品輸入業務許可申請書（Orr. 6、p. 24 参照）

②食品輸入業務許可申請証明書（Orr. 7、p. 25 参照）

③個人の場合

- ・申請者提出署名者の家屋住居登録コピー
- ・申請書提出署名者の ID カードコピー
- ・操業登記簿もしくは商務省登記簿のコピー
- ・納税者証コピー（あれば）

④法人の場合

- ・申請者提出署名者の家屋住居登録コピー
- ・申請書提出署名者の ID カードコピー
- ・事業執行者の ID カードコピー
- ・*外国人の場合、就労許可証コピーを提出しなければならない。
- ・会社証明書コピー（6 カ月以内）
- ・株主名簿コピー（Bor0rJor5）
- ・委任及び実施者任命書
- ・法人の納税者証コピー（あれば）

⑤地図、図面

- ・輸入施設設置場所を示す地図
- ・輸入施設の家屋住居登録コピー

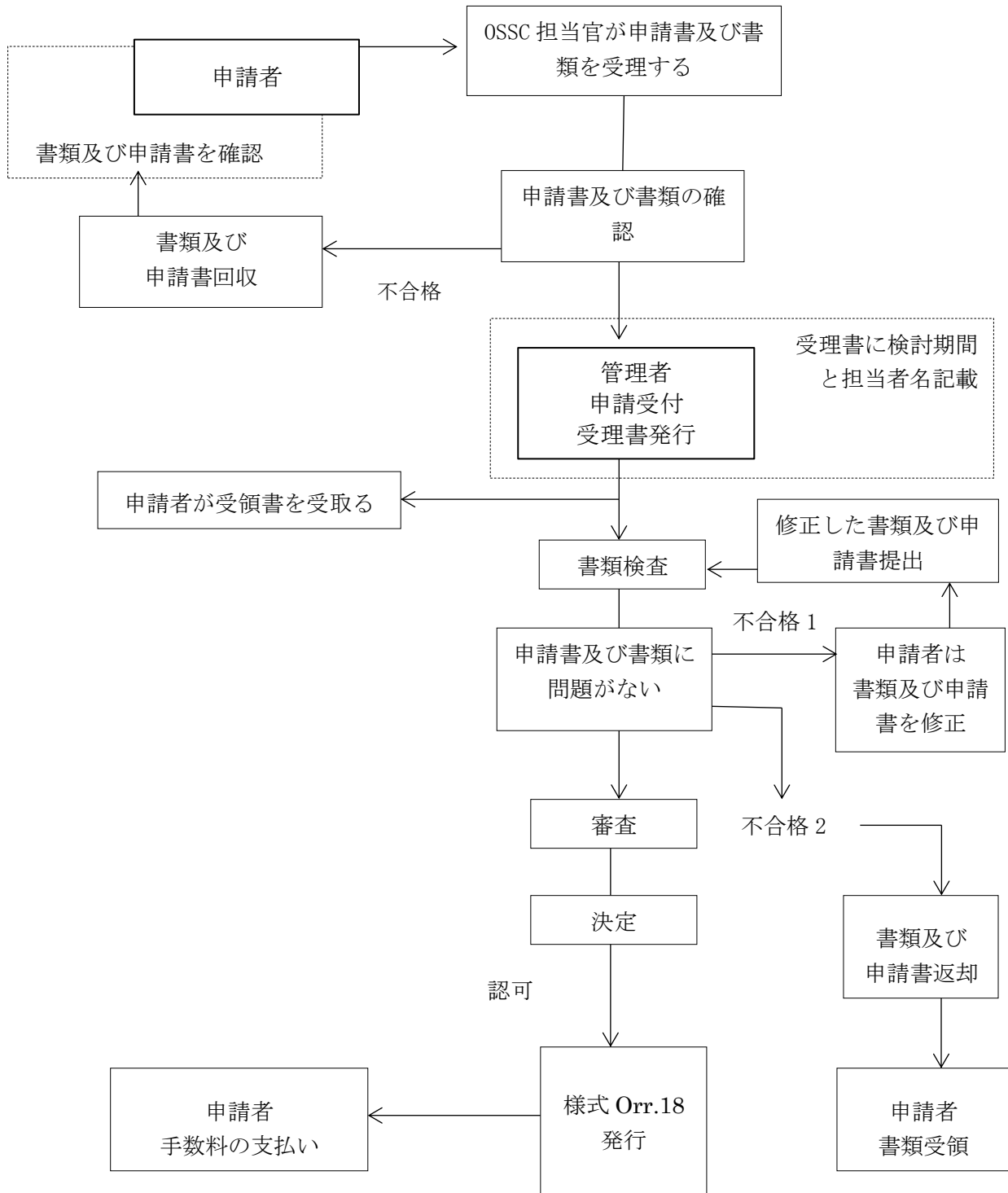
-
- 食品保管施設の設置場所を示す地図
 - 食品保管施設の家屋住居登録コピー
 - 半径 100m 以内の食品保管施設近隣建設物の図面
 - 食品保管施設内部図面

(3) 製品の認可申請

① 食品登録方法

食品グループ 1、2、3 の場合、食品の製造・輸入者は FDA に製品を登録しなければならない。

*OSSC = One Stop Service Center は食品医薬品局の一部である。食品の登録について食品販売者・生産者・輸入者に法律や規格などを公布し、食品の登録申請の受領、許可の発行を行う。



② 必要書類一式

グループ1 特定管理食品

- ・ 様式 Orr. 17 食品調理法登録申請書
- ・ 生産の場合、食品生産認可証 (Orr. 2) 1 通
(輸入する場合は食品輸入業務許可申請証明書 (様式 Orr. 7) 1 通) (p. 25 参照)
- ・ 食品成分分析結果レポート
- ・ 生産方法及び成分
- ・ その他の情報 (例: 幼児用ミルク、サプリメント等)
- ・ 食品表示のサンプルを提出する
- ・ 製品サンプル 1 点

グループ2 品質規格管理食品、及びグループ3 表示管理食品

- ・ 食品登録/食品詳細申告申請書 (Sor. Bor. 5)
- ・ 生産の場合、食品生産認可証 (Orr. 2) 1 通
(輸入する場合は食品輸入業務許可申請証明書 (様式 Orr. 7) 1 通) (p. 25 参照)

注意: 製品によっては FDA から追加の書類提出を求められる可能性がある。

(4) FDA への食品登録に関連する証明書の提出

食品登録にあたっては、食品医薬品局（FDA）に国外生産施設に関する証明書の提出が義務付けられる。また、告示 193 号（2000 年）

http://iodinethailand.fda.moph.go.th/food_54/law/data/announ_moph/V.English/No.193-43%20Production%20Processes,%20Production%20Equipments,%20and%20Foods%20Storages.pdf

および 239 号（2001 年）

[http://iodinethailand.fda.moph.go.th/food_54/law/data/announ_moph/V.English/No.239-44%20%20Amendment%20\(No.%20193\)%202543.pdf](http://iodinethailand.fda.moph.go.th/food_54/law/data/announ_moph/V.English/No.239-44%20%20Amendment%20(No.%20193)%202543.pdf)

の「食品製造方法、製造用器具および保存方法を規定する食品」に含まれる対象 54 品目については、輸入時に製造国側の GMP（Good Manufacturing Practice:適正製造規範）証明書が必要となる。

① 国外生産施設証明の提出

関連法律

- ・ 保健省告示番号 193/342/349 号
- ・ 食品医薬品局告示「輸入向け生産施設証明書」

③ GMP 基準適合証明書（対象 54 品目）

ア. 証明書表示の原則

- ・ 国際食品規格機構 FAO/WHO/CODEX により定められた食品衛生一般原則
- ・ HACCP システム
- ・ ISO 品質管理システム
- ・ 類似する同等の原則やシステム

イ. 証明書

- ・ 原本 コピーの場合は証明書交付機関やタイ国内の生産者の大使館、政府機関、政府保証の個人によるコピーの保証がなければならない。
- ・ 外国語版の証明書の場合、生産者国のタイ大使館やタイ国内の生産者の大使館、政府機関、国際規格、証明書等の書類翻訳事業を行う民間の翻訳証明を取得したタイ語もしくは英語の翻訳を添付する。

ウ. 証明書交付可能機関

- ・ 生産者国の政府機関
- ・ 政府機関の保証を受けた組織
- ・ タイ国内の生産者国の大使館
- ・ 国際保証機関による保証機関

エ. 証明書有効期限

- ・ 効力は証明書交付後 1 年以内とする。
- ・ 証明書が原則に準拠している旨を示す生産施設保証機関による生産施設証明書がある場合や生産施設保証機関が証明書交付年月日のみを記載している場合を除く。

オ. 証明書内の記載内容

GMP システム、HACCP システム、ISO9001、9002、2200 システム、その他同等システム全てに以下項目が求められる。原本でない場合、CER 交付機関もしくはタイ国内の生産者の大使館、政府機関、政府保証の個人（Notary Public 等）が保証する。

- ・ 生産施設名及び住所
- ・ 証明取得システム名称
- ・ 証明食品の範囲
- ・ 証明書交付機関：行政もしくは国際証明責務を負う民間や行政が保証する民間
- ・ 交付年月日、失効年月日、もしくは1年以内の期限

④ 手数料

食品生産認可証やその他の証明書の手数料として、以下の省令に基づく金額を納付する。

省令

第5号（1979年） 1979年食品法に基づき公布

1979年食品法第5条に基づき、保健大臣は次の省令を公布する。

手数料は次の通りとする。

- | | |
|---|-------------|
| (1) 労働者数7人以上20人未満、機械不使用もしくは機械合計2馬力未満の事業を行う工場の食品生産認可証 | 1通3,000バーツ |
| (2) 労働者数20人以上、機械不使用もしくは機械合計2馬力未満の事業を行う工場の食品生産認可証 | 1通5,000バーツ |
| (3) 2馬力もしくは2馬力相当以上10馬力未満の機械を使用する事業を行う工場の食品生産認可証 | 1通6,000バーツ |
| (4) 10馬力もしくは10馬力相当以上20馬力未満の機械を使用する事業を行う工場の食品生産認可証
(作成者注：原本に20馬力以上25馬力未満の記述なし) | 1通7,000バーツ |
| (5) 25馬力もしくは25馬力相当以上50馬力未満の機械を使用する事業を行う工場の食品生産認可証 | 1通8,000バーツ |
| (6) 50馬力もしくは50馬力相当以上の機械を使用する事業を行う工場の食品生産認可証 | 1通10,000バーツ |
| (7) 食品輸入許可証 | 1通15,000バーツ |
| (8) 暫定食品生産認可証
(作成者注：「暫定食品」は販売用ではない展示用食品、輸出向け食品など) | 1通2,000バーツ |
| (9) 暫定食品輸入許可証 | 1通2,000バーツ |
| (10) 食品登録証明書
省令8号（1982年）により(10)の内容を廃止し、代替りの内容を適用する。その後、省令10号（1983年）により再度廃止し、代替りの内容を適用する。 | 1通5,000バーツ |
| (11) 認可証代用交付版 | 1通500バーツ |
| (12) 食品登録証明書代用交付版 | 1通500バーツ |
| (13) 認可証更新の場合、各種認可証の手数料と同額とする。 | |

1979年11月17日告示

ブンソム・マーティン
保健大臣

(1979年11月22日付官報96号第18巻193部（特別号）)

備考：1979年食品法第5条は大臣に認可証、証明書、認可証代用交付版、証明書代用交付版、認可証更新の手数料を法律末尾料率の範囲内で定める省令公布の権限を定めているため、本省令を告示した。

(5) 広告について

食品法 1979 年により、食品の広告（テレビ CM、看板等）には食品医薬局（FDA）の許可が必要と定められている。許可を取得するためには下記の書類を申請する。

- ① 広告許可申請書 様式 KorOr. 1 、 2 通 (p. 40 参照)
- ② 広告の原案、テレビ広告の場合はストーリーボードと消費者が広告から確認できる食品ラベルコピー 2 通
- ③ 食品輸入許可証または生産許可証のコピー 1 通
- ④ 食品登録証明書両面コピーと食品ラベルコピー 1 通
- ⑤ 表示許可申請様式 Sor. Bor. 3 両面コピー1 通 （ある場合、注：グループ 1 特定管理食品、サプリメント、特別な目的食品、その他、食品に含まれる成分次第で必要な場合がある）
- ⑥ 食品登録/食品詳細申告申請 様式 Sor. Bor. 5 両面コピー1 通 と食品ラベルコピー 1 通（ある場合）（p. 36 参照）
- ⑦ 広告内容に関する明細 （例：生産手段、分析結果など）
- ⑧ 委任状と下記の書類

(6) 各種申請書類

①食品輸入業務許可申請書 様式 0rr. 6

受付番号..... 日付..... (記入者である担当者用)

食品輸入業務許可申請書

記入.....

日付.....月.....日

暦.....

1、私.....年齢.....歳 国籍..... 国民身分証明書番
号.....
発行場所..... 番地... 小路/ソイ..... 通り..... 丁目..... 町/地区..... 郡/
区..... 都・県.....
電話番号.....

2、本国へ食品を輸入、発注許可を申請する。名義.....
.....、事業実施者.....
(許可を受ける者の名前)

輸入場所..... 番地... 小路/ソイ..... 通り..... 丁目..... 町/地
区..... 郡/区..... 都・県..... 電話番号..... 又、食品保管場所番
地... 小路/ソイ..... 通り..... 丁目..... 町/地区..... 郡/区..... 都・
県..... 電話番号.....

3、以下の食品を輸入する.....
.....
.....
.....

- 4、私はこの申請について以下の証拠書類を添付する。
- (1) 食品保管及び食品品質維持に使用する道具の報告(ある場合) 2部
 - (2) 輸入場所、食品保管場所の所在地及び周辺の建造物を示した地図 2部
 - (3) 食品保管場所内の建造物の設計図 2部
 - (4) 家屋登録証(タビアンバーン)のコピーと写真
 - (5) 申請者である法人の法人登録証のコピーと写真、事業目的及び署名権限を有する代表者
 - (6) 申請者である法人の被委任者である旨を示した書類
 - (7) 営業登録証もしくは商業登記証のコピーと写真
 - (8) 商務省発行の法人の国籍を証明する書類

(署名) 申請者



②食品輸入業務許可申請証明書 様式 0rr. 7

(国章)

食品輸入業務許可申請証明書

許可書番号.....

本許可書を..... を事業実施者とする..... へ付与し、を 1979 年食品法 14 条に従い販売するための食品輸入を許可された者とする。

輸入場所名..... 番地..... 小路/ソイ..... 通り..... 丁目..... 町/地区..... 郡/区..... 都・県.....、又食品保管場所 番地..... 小路/ソイ..... 通り..... 丁目..... 町/地区..... 郡/区..... 都・県.....

本許可書は、仏暦..... 年 12 月 31 日迄有効であり、本許可書に記載された食品輸入場所及び食品保管場所についてのみ有効。

物暦..... 年..... 月..... 日

.....

役職.....

許可者

許可書延長報告

第 1 回許可書延長

本許可書の延長期限

仏暦..... 12 月 31 日

(署名)

役職.....

許可者

...../...../.....

第 3 回許可書延長

本許可書の延長期限

仏暦..... 12 月 31 日

(署名)

役職.....

許可者

...../...../.....

第 2 回許可書延長

本許可書の延長期限

仏暦..... 12 月 31 日

(署名)

役職.....

許可者

...../...../.....

第 4 回許可書延長

本許可書の延長期限

仏暦..... 12 月 31 日

(署名)

役職.....

許可者

...../...../.....

③食品輸入許可書

.....
許可書番号.....

食品輸入許可書（新規）

仏暦.....年.....月.....日

1、私.....年齢.....歳 民族.....国籍.....は、
本国への食品の輸入もしくは発注場所.....

.....
.....

食品の種類.....

輸入場所番号.....

.....電話.....食品保管場所番号.....

.....
.....

.....電話.....

の事業実施者/被委任者である。

2、私は食品保管場所の詳細が以下に記載する規定に適合していることをここに保証する。

2.1 食品保管場所の外部環境について換気状態が良好である。

2.2 食品保管場所の形態が、

特定食品保管建物

その他の商品を含む食品保管建物 その他の商品とは.....

住居のある、もしくは一部が住居となっている商業建物

住居のない商業建物

2.3 食品保管場所の広さ..... m²

2.4 本保証書に添付した書類に準じた食品保管を行う。

2.5 十分に食品を保管することが可能な8インチ程の高さの透明の棚/壇もしくは高床を準備する。

2.6 品質保管、維持のための道具がある。

2.7 「本国への食品輸入、注文場所」の看板を作成し、事務所や食品保管場所前に分かりやすく掲示する。看板数2つ(保管場所と事務所が分かれている場合)

2.8 「食品保管場所」の看板を作成、食品倉庫前に掲示する。

2.9 食品の各種類を表示した看板を合計.....個(看板の個数)作成 食品保管場所に
掲示する又は掛ける。

2.10 申請する食品保管所に従う申請書添付写真(証拠写真) 合計.....枚

3、私は、代理人となる場合、すべての項目について自ら誠実に供述をおこない、すべて発言どおりに実施することを保証する。

署名..... 事業実施者/被委任者/代理人

(.....)

..... 担当者

(.....)

..... 証人

(.....)

..... 証人

(.....)

注 一調査の際に担当者が使用する食品保管場所の調査登録フォームに記載された事項は、許可書発行を検討するために使用するデータである

証明書添付書類

食品保管詳細

各種食品を他の商品に混入しないように保管しなければならない。同一建物内に他の商品が存在する場合、食品と他の商品を区分して保管しなければならない。

1. 輸入食品と他の食品を併せて保管する場合、保管エリアを区画することが望ましい。
2. 食品と箱、容器等の他の物品を併せて保管する場合、食品を区分して保管することが望ましい。
3. 同一建物内に食品と薬品、化粧品、毒物を併せて保管する場合、天井まで壁で区画され、専用の出入り用扉のある部屋に各種製品を保管しなければならない。毒物と併せて保管する場合はベルトコンベアを共用してはならない。
4. 同区物のある工場や施設内に食品を保管しない。
5. 同一建物内に複数の食品を併せて保管する場合、部屋を分けて保管しなければならない。冷蔵室の場合は混入しないように各食品を区画して保管する。
6. 食品保管エリアや保管室は居住エリアやトイレ等の他のエリアへの通路となってはならない。

備考：副委員会規定「1991年食品の生産、輸入、輸出の原則及び条件」食品の生産・輸入施設審査原則を参照

ขอใหม่

.....

ใบอนุญาตเลขที่.....

คำรับรองประกอบการขออนุญาตนำเข้าหรือส่งอาหารฯ

วันที่.....เดือน.....พ.ศ.....

1. ข้าพเจ้า.....อายุ.....ปี

เชื้อชาติ.....สัญชาติ.....

เป็นผู้ดำเนินกิจการ/ผู้รับมอบอำนาจ
ของสถานที่นำเข้าหรือส่งอาหารเข้ามาในราชอาณาจักร
ชื่อ.....

.....

.....

ประเภทอาหาร.....

ซึ่งมีสถานที่นำเข้าเลขที่.....

..... โทร.....

สถานที่เก็บอาหารเลขที่.....

.....

..... โทร.....

.....

2. ข้าพเจ้าขอรับรองว่าสถานที่เก็บอาหารมีรายละเอียดเป็นไปตามหลักเกณฑ์ดังต่อไปนี้

2.1 สภาพสิ่งแวดล้อมภายนอกของสถานที่เก็บอาหารเหมาะสม
มีการถ่ายเทระบายอากาศได้ดี

2.2 ลักษณะของอาคารที่เก็บอาหาร เป็น

μ อาคารที่เก็บอาหารโดยเฉพาะ

μ อาคารที่เก็บอาหารร่วมกับสินค้าอื่น

ได้แก่.....

μ อาคารพาณิชย์ที่มีที่อยู่อาศัยปะปนหรือแยกเป็นสัดส่วน

μ อาคารพาณิชย์ไม่มีที่อยู่อาศัย

2.3 เนื้อที่ของที่เก็บอาหาร.....ตารางเมตร

2.4 การจัดเก็บอาหารเป็นไปตามเอกสารที่แนบท้ายคำรับรองนี้

2.5 จัดทำชั้นหรือยกพื้นโปร่งสูงประมาณ 8 นิ้ว ไว้รองรับอาหารให้เพียงพอ

2.6 มีอุปกรณ์ในการเก็บและรักษาคุณภาพ

2.7 จัดทำป้าย "สถานที่นำเข้าหรือส่งอาหารเข้ามาในราชอาณาจักร"

ติดไว้หน้าสำนักงานและสถานที่เก็บอาหารในที่เปิดเผยให้เห็นได้ง่าย จำนวน 2

ป้าย (กรณีเก็บและสำนักงานอยู่คนละที่)

-2-

2.8 จัดทำป้าย "สถานที่เก็บอาหาร" ติดไว้หน้าห้องเก็บอาหาร

2.9 จัดทำป้ายชื่อแสดงชนิดอาหารแต่ละชนิด รวม.....ป้าย

ติดหรือแขวนไว้ในที่ที่เก็บอาหาร

2.10 หลักฐานรูปถ่ายที่แนบพร้อมคำขอฯ จำนวน.....รูป
ตรงตามสถานที่เก็บอาหารที่ยื่นขอฯ

3. ข้าพเจ้าขอรับรองว่าคำให้การของข้าพเจ้าให้การด้วยความสมัครใจ
และเป็นความสัตย์จริงทุกประการและจะปฏิบัติตามที่ได้ให้ถ้อยคำไว้แล้วทุกประการ
ในกรณีที่ข้าพเจ้าเป็นผู้แทน

ลงชื่อ.....ผู้ดำเนินการ/ผู้รับมอบอำนาจ/ผู้
แทน

(.....)

.....เจ้าหน้าที่

(.....)

.....พยาน

(.....)

.....พยาน

(.....)

หมายเหตุ - ที่มาจกแบบฟอร์มบันทึกการตรวจสอบสถานที่เก็บอาหารที่เจ้าหน้าที่ได้ใช้
ในการตรวจ เพื่อเป็นข้อมูลพิจารณาออกใบอนุญาต

เอกสารแนบท้ายคำรับรอง

รายละเอียดการจัดเก็บอาหาร

ต้องจัดเก็บอาหารแต่ละชนิดเป็นสัดส่วนไม่ปะปนกับสินค้าอื่น
หากมีสินค้าอื่นอยู่ในอาคารเดียวกัน
ต้องแยกเก็บอาหารจากสินค้าอื่นแล้วแต่กรณีดังต่อไปนี้

1. การเก็บอาหารนำเข้าฯร่วมกับอาหารอื่น ๆ ควรแยกบริเวณเก็บเป็นสัดส่วน
2. การเก็บอาหารร่วมกับวัสดุอุปกรณ์อื่น ๆ เช่น กล่อง ลัง ภาชนะบรรจุ
เป็นต้น ต้องแยกเก็บ
อาหารเป็นสัดส่วน
3. การเก็บอาหารร่วมกันในอาคารเดียวกับผลิตภัณฑ์ยา เครื่องสำอาง
และวัตถุมีพิษ จะต้อง
กันห้องเก็บผลิตภัณฑ์แต่ละชนิดด้วยผนังที่บดอัดเพดานให้เป็นสัดส่วน และมีประตูทางเข้า
– ออกโดยเฉพาะของแต่ละห้อง
และสำหรับกรณีเก็บร่วมกับวัตถุมีพิษจะต้องไม่ใช่ทางลำเลียงขนส่งร่วมกันด้วย
4. ไม่ให้เก็บอาหารในโรงงาน หรือสถานที่ผลิตวัตถุมีพิษ
5. การเก็บอาหารร่วมกันหลาย ๆ
รายในอาคารเดียวกันต้องแยกห้องเป็นสัดส่วน ยกเว้น
ห้องเย็นให้แยกบริเวณเก็บอาหารแต่ละรายให้เป็นสัดส่วนไม่ปะปนกัน
6. บริเวณหรือห้องเก็บอาหารไม่เป็นทางเดินผ่านไปยังบริเวณอื่น ๆ เช่น
บริเวณที่พักอาศัย
ห้องน้ำ – ห้องส้วม เป็นต้น

หมายเหตุ - ที่มาจากหลักเกณฑ์การพิจารณาสถานที่ผลิตและนำเข้าซึ่งอาหาร
คณะกรรมการกำหนด

หลักเกณฑ์และเงื่อนไขการผลิต นำเข้า หรือส่งออกซึ่งอาหาร ปี พ.ศ.

2534

http://newsser.fda.moph.go.th/food/file/Form/FormO6/cer_O6.doc

④食品調理法登録申請書 Orr. 17

Form Orr.17

File No.

Date

(Only for government officer)

Application form of Food Registration

Specific Controlled Food by Ministry of Public Health in Notification No

Name of food in Thai.....

Name of food in other language.....

Type of food.....

Variety of food.....

Appearance.....

Kind of package	Size of package
.....
.....
.....

List of ingredient (%)

Name	Quantity	Name	Quantity
.....
.....
.....

Production process

.....

.....

.....

.....

.....

Licensed manufacturer's name

Production premise's nameAddress

Trok/SoiRoadCommune No.

Sub-District/TambonDistrict/Amphur

ProvinceCountryTel.No

Licensed importer's name
Importation premise's name.....
Address.....Trok/Soi.....
RoadCommune No.
Sub-district/TambonDistrict/Amphur.....
Province.....Tel. No.
Manufacturing License or Import Food into Kingdom License No.
Issued dateMonthYear
Analysis report from

Together with the application, I am submitting

- 1) Sample of Label, 4 copies
- 2) Sample of Product, 1 Unit
- 3) Complete Application Form, 4 Copies
- 4) Analysis report, 4 copies
- 5) Other relevant information for food registration, 4 copies.

(Signature)The Applicant

⑤食品登録/食品詳細申告申請書 Sor. Bor. 5

Form Sor Bor. 5

File No.....

Date

Food Record/ Food Declaration Form.

Food Record

Manufacture

Food Declaration

Importation

Food Names	Type of Food/ Notificatio No.....	Food Serial Number

Signature.....Issuer

(.....)

Position

Date

(Form Sor Bor. 5)

Name of licensed manufacturer.....No. of Manufacturing license/ Production License.....

Name of production premise.....Address.....

Trok/SoiRoadCommune No.....

Sub district/ Tambon..... District/ Amphur..... Province

Zip CodeCountryTelephoneTelefax

Name of licensed importer No. of Import Food License

Name of importation premise.....Address.....

Trok/SoiRoadCommune No.....

Sub district/ Tambon..... District/ Amphur..... Province

Zip CodeCountryTelephoneTelefax

I have attached documents as follows:

(1) 2 copies of Food Record/ Food Declaration. (form Sor Bor. 5)

(2) Other.....

This is to certify that:

The above mentioned food production follow to good manufacturing practice concerning to general hygiene and concerning.....

The produced food shall have the characteristics as follows:

Qualities or standards follow to the notification of the Ministry of Public Health, Re:

.....

Utilised of food additives to follow to the notification of the Ministry of Public Health, Re:

FoodAdditives.

Utilised of food colours to follow to the notification of the Ministry of Public Health, Re: Food

Colours.

No prohibited substances are used to follow to the notification of the Ministry of Public

Health, Re: Prohibited substances to be used in foods.

No prohibited foods to be produced, imported, or sold are used as ingredients to follow to

the notification of the Ministry of Public Health, Re: Prohibited foods to be produced, imported, or sold.

Display food labellings to follow to the notification of the Ministry of Public Health, Re:

Labels, and the notification of the Ministry of Public Health, Re:

Utilised containers to follow to the notification of the Ministry of Public Health, Re:

Containers.

⑥表示許可申請書 Sor. Bor. 3

Form Sor Bor.3

File No.
Date

The Application form of Food Labeling

I (name of the applicant)in the name of (Juristic person/company/Shop)
Address of head office.....Trak/Soi.....
 Road.....Commune No.Sub-District/Tambon.....
 District/AmphurProvince.....Tel.....

To submit label and the details of label :-

1. Name of food in Thai
- Name of food in foreign language
2. Appearance
3. Type of foodNotification No.
4. Kind of packageSize of Package (in metric measurement)

.....
.....

5. Details of manufactory or repacker or importer

- 5.1 Have Manufacturing License No.....Kind of food
- Have Import Food into License the Kingdom No.Kind of food.....
- Have Production License No.....Kind of food.....
- 5.2 Name and Address of Production premise
- Name and Address of transform or Repacking premise
- Name and Address of Importation premise

6. Break down formular (As percentage weight by weight)

Name of Ingredients	Quantity (%)	Name of Ingredients	Quantity (%)
.....
.....
.....
.....
.....

7. Shelflifedays

8. Other details :-

Production process

.....

Translation of foreign language to Thai language..... Copy

9. Objective of Using Label :-

Food label for sale in Thailand

Food label for not sale directly to consumer but sale to factory(kind of factory).....

Food label for export

10. The Applicant must show the correct label in the package after approved 60 day

11. Together with the application, I am submitting

11.1 The application, 2 copies (every signature is original)

11.2 Sample of Label, 5 copies

11.3 Analysis report (original and copy), 2 sets (For Specific controlled food and prescribed food to have quality or standard)

11.4 Others

SignatureOperator of the business

(.....)

Only for Government Officer

Approve Name of Food

Food Serial Number

Reject because

.....

SignatureAuthority

(.....)

Rank.....

Date.....

⑦広告申請書 KorOr. 1

食品広告許可申請書

受取番号.....
日付.....
.....時
担当者.....

記入場所.....
日
付.....

私は..... (名前・法人名)

住所..... 号..... ソイ.....
道.....
..... 区.....

市..... 県

電話番

号.....

委任状を持つ..... 本人の代わりに広告許可申請書を食品医薬品局に提出する。その内容は下記の通り。

1. 食品名と登録番

号.....

..... (続き 2 ページ目)

生産者・輸入者.....

許可番号.....

2. 新聞 リーフレット 本 テレビ インターネット
 シール ポスター 増幅器 映画宣伝 その他.....
 雑誌 看板 ラジオ 映画館 以上の方法で

広告掲載を行う。

3. 一般国民
 医療・健康専門家
 その他.....
 に対して広告を行う。

4. 準備書類は書きの通り。

- 委任状書
- 商業登記簿
- 委任及び実施者の ID カードコピー
- 写真と広告内容 (原本とコピー)
- 輸入許可・生産許可のコピー
- 食品ラベルコピー
- 参考書類 (あれば)

- 食品に関する分析結果研究証明.....枚
- 認可した広告.....件/.....枚
- その

他.....

5. 私は下記の内容を保証する。

- 5.1 上記全ての内容に偽りはない。
- 5.2 該当食品のラベルは健康省法と告示に従って認可されたものである。
- 5.3 広告写真は該当食品のもので間違いない。消費者が食品内容などを勘違いするような広告掲載を行わない。
- 5.4 認可を受取ってから、広告条件に従って広告を実行する。

署名.....申請者
[.....]

(続き) 食品名と登録番号.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

5. 輸入食品の表示

食品表示に関してはこれまで何度か告示の形式で改定されている。表示事項は次のように規定されている。

(1) 定義

ラベルとは、食品や容器、食品容器パッケージに表示する図、マーク、記号、文章をいう。

(2) 表示事項

4つの分類のうち「特定管理食品」「品質規格管理食品」「表示管理食品」の3つの分類に属する食品はラベルを貼ることを義務づけられており、ラベルは使用前に認可を取得する必要がある。また、消費者に直接販売される食品のラベルはタイ語による記載が義務付けられている。食品医薬品委員会が表示をしなくても良いと例外を認めた場合を除き、以下に掲げる詳細を表記しなければならない。

- ① 食品名
- ② 食品登録番号（通称オーヨーマーク）
- ③ 国内で製造された食品：製造者または包装者の名前および住所（国内で製造された食品については、製造者または包装者の本社の名前および住所を記載してもよい）
- ④ 輸入食品：輸入者の名前と住所および製造国名、製造業者名
- ⑤ メトリック法による食品の重量または体積
 - ・固体の食品：正味の重量、液体の食品：正味の体積
 - ・半固体、半液体の食品：正味の重量または体積
 - ・その他：正味の重量
 - ・液体または水に具などの小片が混ぜられ、明確に分離できる食品については、具の重量（drained weight）を表示
- ⑥ 全体の重量に対する主要成分のパーセンテージを表示
- ⑦ 「保存料使用」の表示（使用している場合）
- ⑧ 「天然着色料」または「合成着色料」の表示（使用している場合）
- ⑨ 「XXXを調味料として使用」の表示（使用した調味料の名前を記載）
- ⑩ 「XXXを砂糖の代わりに甘味料として使用」の表示（砂糖の代わりに使用した甘味料の名前を記載）
- ⑪ 「天然香料」「天然に似せた香料」「合成香料」「天然調味料」「天然に似せた調味料」の表示（使用している場合）
- ⑫ 製造年月日、または製造年月、または賞味期限の年月日、または食品がその品質を維持できる期限の年月日のどれかを「生産」、「期限」や「～までの消費が望ましい」の文言を年月日と併せて表示する。
- ⑬ 適切な保存方法（必要であれば）
- ⑭ 調理法（必要であれば）
- ⑮ 乳児や幼児などの特定の者を対象としている食品については、必要な注意書きや使用方法を表示
- ⑯ 食品医薬品局が表示を規定した特別な注意書き

6. 食品添加物の規制

(1) 食品添加物の基準

食品添加物に関しては食品法に基づき「特定管理食品」に分類され、規制は保健省告示第 281 号 (2004) 「食品添加物について」に指定されている。追加の告示として 2013 年 9 月 23 日に保健省告示第 363 号 (2013) 「食品添加物について」が公布され、食品添加物のラベル表示について定めている。リストにない食品添加物を使用する場合は、食品医薬品局の認可を受けなければならない。

(2) 保健省告示第 281 号 (2004) 「食品添加物について」

保健省告示第 281 号 (2004) は食品添加物について以下のとおり定める。

保健省告示「食品着色料」、「食品調味料」、「食品添加物」を、現在の状況に適するよう、また、より効率的に消費者を保護することができるように改定することを適切とみなし、タイ王国憲法の第 29 条、第 35 条、第 39 条、第 48 条および第 50 条が保証する個人の自由と権利に関する条項を含む法である 1979 年食品法の第 5 条および第 6 条 (1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(9) および (10) の記載に従い、保健省大臣は次のように告示を出すものとする。

第 1 項 以下の告示を取り消す。

- (1) 1979 年 9 月 13 日付け 保健省告示第 21 号 (1979 年) 「特定管理食品である食用着色料の規定、品質または標準、使用、混合、栄養成分表示の既定について」
- (2) 1979 年 9 月 13 日付け 保健省告示第 38 号 (1979 年) 「特定管理食品である食品の味つけ用物質の規定、品質または標準の規定について」
- (3) 1981 年 1 月 2 日付け 保健省告示第 55 号 (1981 年) 「保健省告示第 21 号 (1979 年) の修正および補足について」
- (4) 1982 年 1 月 11 日付け 保健省告示第 66 号 (1982 年) 「保健省告示第 55 号 (1981 年の修正および補足について)」
- (5) 1984 年 12 月 25 日付け 保健省告示第 84 号 (1984 年) 「食品添加物について」
- (6) 1989 年 2 月 8 日付け 保健省告示第 119 号 (1989 年) 「食品添加物について (第 2 版)」

第 2 項 食品添加物 (Food Additive) を特定管理食品とする。

第 3 項 食品添加物とは、その物質に栄養価があるか否かを問わないにせよ、通常は食品または食品の主原料として用いることのない物質のことであり、製造技術、着色、香味付け、パッキング、保管、輸送に役立てるために食品に添加するもので、食品の品質または標準あるいは形状に影響を及ぼすものをいう。これは、食品には用いないが、専用の容器があり、前述の目的に役立てるために食品と一緒に入れるもの、例えば、防湿剤、脱酸素剤なども含むが、食品の栄養価を増加または得るために使用する食品物質、例えば、たんぱく質、脂肪、炭水化物、ビタミン、ミネラルは含まない。

第 4 項 食品添加物は、以下に挙げるいずれかの条件に基づく品質または標準を有していなければならない。

- (1) Codex Advisory Specification for the Identity and Purity of Food Additives 内の規定に基づく。
- (2) 食品医薬品局の見解による、食品医薬品局の告示に基づく。
- (3) 食品に関する学術的な問題研究分析、判断のための小委員会の見解を得た内容に基づく。製造および輸入業者は、その種類の食品添加物の安全性の評価結果を、以下の申請用詳細情報と共に提出しなければならない。

(3.1) 以下の詳細を有し、安全性の評価に用いる、食品添加物の主成分と化学的な特徴を記載する。

(3.1.1) 安全性評価目的の毒性の試験に用いる食品添加物の同一性、純度 (Identity and Purity)

(3.1.2) 食品内でその食品添加物が起こす化学反応と方法 (Reactions and Fate of Food Additives in Food)

(3.1.3) 食品添加物の限定的な特徴規定事項 (Specifications)

(3.2) 安全検査および評価行程の詳細。

(3.2.1) 検査指針と毒性発生に関する情報研究を以下の通り記載する。

(ア) 身体の機能への影響 (Functional Manifestations)

(イ) 形状、特徴の変化 (Morphological Manifestations)

(ウ) 発がん性がある (Neoplasms)

(エ) 生殖と身体の成長への毒性 (Reproduction and Developmental Toxicity)

(オ) 実験用動物以外の研究成果 (In Vitro Studies)

(3.2.2) 安全性評価において、様々な食品添加物の薬学のおよび体内での変化に関する関連情報を導くもので主に以下で述べられた事項。 (The Use of Metabolic and Pharmacokinetic Studies in Safety Assessment)

(ア) 実験研究に用いた動物の種類は、人間と比較し近いものか否か、また、それはどの程度か (Identifying Relevant Animal Species)

(イ) 評価した食品添加物の毒性発生メカニズム

(Determining the Mechanisms of Toxicity)

(ウ) 体内での食品添加物の変化 (Metabolism into Normal Body Constituents)

(エ) 食品添加物の食道内の微生物に対する影響、食道内の微生物の食品添加物に対する影響 (Effects of the Gut Microflora on the Chemical and Effects of the Chemical on the Gut Microflora)

(3.2.3) 年齢の影響、栄養状態、研究結果解釈に対し、実験研究に用いたサンプルグループの健康状態、実験研究設計状態 (Influence of Age, Nutritional Status, and Health Status in the Design and Interpretation of Studies)

(3.2.4) 安全性の評価において用いられた人間の研究情報で以下のようなもの (Acceptable Daily Intake: ADI)

(ア) 科学的疫学研究 (Epidemiological Studies)

(イ) その食品添加物が成分として含まれた食品を摂取したことによって発生する、意図しない症状 (Food Intolerance)

(3.2.5) 人間に対する一日許容摂取量の規定 (Acceptable Daily Intake: ADI) で、その規定決定で用いられた以下のようなもの。

(ア) 実験用動物に与えた、最大無影響量 (No-observed-effect level: NOEL)

(イ) 計算に用いた安全係数 (Safety Factor)。

(ウ) 身体の毒性と化学反応への反応の審理 (Toxicological versus physiological responses)。

(エ) 規定した一日許容摂取量 (ADI) と、人間がその食品添加物を実際に摂取する機会の傾向の比較値。

第5項 食品添加物は、Codex Advisory Specification for the Identity and Purity of Food Additives の規定に基づく分析検査方法がなければならない。もし、前述の規定事項と異なる分析検査方法を用いる場合、食品医薬品局の見解による、食品医薬品局の告示に基づく分析検査方法でなければならない。

第6項 食品添加物の使用は、以下のいずれかの条件に基づく食品添加物の種類、食品の種類、最大許容使用量に基づき使用しなければならない。

6.1 最新のコーデックス食品添加物一般基準 (Codex General Standard for Food Additives) の最新版に基づく。

6.2 食品医薬品局の承認による食品医薬品局の告示に基づく。

6.3 上記 6.1、6.2 以外の食品添加物の使用は、食品医薬品局の認可を得なければならない。

第7項 第6項の規定と異なる食品添加物で、本告示が施行される前に食品医薬品局からの見解を得ているものについては、被認可者は本告示の施行日から1年以内に本告示に従い食品添加物の使用を改善しなければならない。

第8項 販売目的で食品添加物を製造および輸入する業者は、保健省告示「製造過程、製造器具、食品の貯蔵について」に従わなければならない。

第9項 食品添加物の容器の使用については、保健省告示「食品の容器について」に従わなければならない。

第10項 食品添加物の栄養成分表示は、保健省告示「表示について」に従わなければならない。

第11項 本告示は、保健省告示「香料料 (Flavouring agents))」に基づく香料料には適用しない。

第12項 既に取得済みの食品調理法登録証明書、食品の表示または食品登録番号で、本告示に該当しないものは引き続き使用することができるが、本告示に該当するものは本告示施行日から1年を超えて使用することはできない。

第13項 本告示は官報に告示された日の翌日から施行されるものとする。

2004年8月18日告示
Sudarat Kaeyutapan
保健大臣

(3) 保健省告示第 363 号 (2013) 「食品添加物について」 (保健省告示第 281 号 (2004) 「食品添加物について」 に追加された告示)

http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Thai%20FDA%20Implements%20New%20Food%20Additive%20Labeling%20Regulation_Bangkok_Thailand_1-31-2014.pdf (米国農務省資料)

http://iodinethailand.fda.moph.go.th/food_54/law/data/announ_moph/V.English/No.%20281%20Food%20Additives.pdf

消費者の保護を目的とし食品添加物をラベルに表示することを定める。
個人の自由と権利に関する条項を含む法である 1979 年食品法の第 5 及び第 6 条 (1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(9) 及び(10)の記載に従い、保健省大臣は次のように告示を出すものとする。

第 1 項 告示 281 号 2004 年の 2004 年 8 月 18 日「食品添加物」6.1 に下記の内容を追加する。
6.1 号添加物を使用し、食品を生産者は 6 項に従って、食品に含む添加物を表示すること

第 2 項 告示 281 号 2004 年の 2004 年 8 月 18 日「食品添加物」8 項に下記の内容を追加する。
8.1 食品生産者が添加物を健康省告示に従うため、食品添加物の生産者・輸入者は対象商品の明細と使用方法を表示すること

第 3 項 告示 281 号 2004 年の 2004 年 8 月 18 日「食品添加物」10 項は下記の通りに従い、添加物のラベルを表示すること。

- (1) 食品名は「添加物」あるいは Functional classes を表示する。
 - (2) 食品登録番号。
 - (3) 生産者の名前と住所、輸入品の場合は輸入者の名前と住所。
 - (4) 生産ロットあるいは生産ロットを検索できる他の表示。
 - (5) 添加物量
 - (5.1) 固体添加物は重さで表示する。
 - (5.2) 液体添加物は容積で表示する。
 - (5.3) 半液体、半固体添加物は重さと容積でも表示できる。
 - (5.4) タブレットの添加物は重さとタブレット数を表示する。
 - (5.5) それ以外の添加物は容積で表示する。
 - (6) 生産日あるいは正味期限、その内容は「生産 (年・月)」、「賞味期限 (年・月)」その添加物の賞味期限は 18 ヶ月以内の場合は正味期限日を表示すること。
 - (7) 食品材料に下記の順番通りに添加物とそれ以外の材料を表示すること。
 - (7.1) 添加物の材料は添加物名と容積をパーセントで最大から最小まで表示する。規格に従い、添加物番号 INS (International Numbering System For Additives) を表示する。
 - (7.2) 添加物以外の材料は最大から最小まで表示する。
 - (8) 使用方法、分りやすい説明を表示すること。
 - (8.1) 使用目的
 - (8.2) 使用食品に対する種類
 - (8.3) 使用量
 - (9) 管理方法
 - (10) 使用範囲、注意 (あれば)
- (1)、(5)、(6) 番は判読しやすい場所に表示すること。

第 4 項 告示 281 号 2004 年 8 月 18 日「食品添加物」10 項に下記の内容を追加する。10.1 輸出の添加物の表示は何語でも表示できる。しかし下記の通りに表示しなければならない。

- (1) 生産国
- (2) 登録番号あるいは生産地住所

(3) 生産ロットあるいは生産ロットを検索できる他の表示

第5項 既に取得済みの食品調理法登録証明書、食品の表示または本告示に該当しない物は引き続き使用することができるが、本告示に該当するものは本告示施行日から1年を超えて使用することはできない。

第6項 本告示は官報に告示された日の90日後から施行されるものとする。

2013年9月23日告示
Pradit Sindhawanarong
保健大臣

7. 製造、販売、輸入を禁止している食品

食品法上で製造・販売・輸入が禁止されている食品は次のものである。

(1) 保健省告示第 151 号「食品で使用が禁止される物質について」(1993 年 12 月 28 日付)
サリチル酸、ホウ酸、ニトロフラゾンなど 12 種類の化学物質が食品の中に含まれていることを
禁止している。

http://iodinethailand.fda.moph.go.th/food_54/law/data/announ_moph/V.English/No.%20151%20Prescribed%20prohibited%20substances%20used%20in%20food.pdf

食品中に含まれるのを禁止している化学物質 (12 種類)

- ・ 臭素植物油
- ・ サリチル酸
- ・ ホウ酸
- ・ ホウ砂
- ・ カルシウムヨウ素、カリウムヨウ素
ヨウ素不足に対する栄養分の調整用に使用の場合は対象外である。使用の際、食品医薬品局
から認可を受けなければならない。
- ・ ニトロフラゾン
- ・ カリウム塩素酸塩
- ・ ホルムアルデヒド、ホルムアルデヒド溶液 (ホルマリン) , パラホルムアルデヒド
- ・ クマリン、1,2-ベンゾピレン、5,6-ベンゾ- α -ピロン、cis-o-クマリン酸無水物(Cis-O-Coumaric acid anhydride)、o-ヒドロキシケイ皮酸、ラクトン
- ・ ジヒドロクマリン、Benzodihydropyrone、3,4-ジヒドロクマリン、ヒドロクマリン
- ・ メチルアルコールまたはメタノール(ただし、輸出向けに食品加工補助剤(Food processing aids)として限定的に使用する場合は除く。)
- ・ ジエチレングリコール、ジヒドロキシジエチルエーテル、Diglycole、2,2'-オキシジエタノール、2,2'-oxybisethanol

出所：保健省告示第 151 号の資料から作成

(2) 保健省告示第 263 号「製造、輸入、販売を禁止する食品について」(02 年 9 月 12 日付)
グルコマンナンまたはコンニャクイモの粉を成分に含むインスタント寒天およびゼリー菓子の
製造、輸入、販売を禁止している。

[http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1148400175_263-45\(1\).pdf](http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1148400175_263-45(1).pdf)

(3) 保健省告示第 264 号「製造、輸入、販売を禁止する食品について」(02 年 12 月 19 日付)
フグおよびその製品の製造、輸入、販売を禁止している。03 年 1 月 13 日付け食品医薬品局告
示で輸出用についても製品の製造を禁止している。

[http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1148400241_264-45\(1\).pdf](http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1148400241_264-45(1).pdf)

(4) 保健省告示第 268 号および第 299 号「ある特定の化学物質が残留する食品の基準につい
て」(03 年 4 月 21 日付)

ニトロフラン、クロラムフェニコールなど、食品から検出されてはならない6種類の化学物質を規定している。

http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1156401113_268-46.pdf

http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1259300497_Notification299.pdf

(5) 保健省告示第 292 号「製造、輸入、販売を禁止する食品について」(05 年 11 月 15 日付)
ズルチン、臭素酸カリウムなど 7 種類の化学物質が含まれている食品あるいは食品添加物の製造・販売・輸入を禁止している。(同告示で保健省告示第 154 号(1994)、第 261 号(2002)を取り消している。)

http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1169705816_no.292.pdf

食品成分として、また食品添加物として製造・販売・輸入が禁止している物質

- ・ 甘味料としてのズルチンまたは化学名 para-phenetolcarbamide
- ・ サイクラミン酸およびその塩(ただし、サイクラミン酸ナトリウムは除く)
- ・ 食品添加物としての臭素酸カリウム
- ・ 食品材料としてズルチン、AF2、臭素酸カリウム、サイクラミン酸およびその塩(ただし、サイクラミン酸ナトリウムは除く)を含む食品
- ・ ダミノジット(Succinic acid 2,2-dimethylhydrazide)を含む食品
- ・ ステビオサイド以外のステビア (Stevia rebaudiana Bertoni) から無水抽出された粗抽出物およびその派生物(ただし、輸出用または輸出目的で製造する業者への販売、ステビアからステビオサイドを抽出する製造業者への販売は除く)

注：なお、ステビアサイドについては「特定管理食品」となり、それを含む食品は「体重管理を目的とする食品」で規定されている条件に従う必要がある。

出所：保健省告示第 292 号(2005)「製造、輸入、販売が禁止されている食品について」の資料から作成。

(6) 保健省告示第 296 号「BSE の危険がある食品について」(06 年 1 月 13 日付)

牛海綿状脳症 (BSE) 関連、日本を含め対象国からの牛肉の輸入について条件を定め、輸入を規制している。(実質上、輸入を禁止している。) なお、日本からの牛肉の輸入は 2009 年 10 月に条件付きで解禁されている。

http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1169707083_Notification_296_BSE_rev3.pdf

(7) 保健省告示第 310 号「食品のパッケージまたは容器の中に食品でないものが混合している食品の製造、輸入および販売の禁止について」(08 年 8 月 15 日付)、食品医薬品局告示 (08 年 10 月 10 日付)

販売を目的とした製造や輸入された食品のパッケージまたは容器内には、品質保持剤や調味料、スプーンやフォークなどの消費や調理に使用する道具のみを入れることができる。これら以外のものをパッケージまたは容器の中へ混入することを禁止している。混入を禁止しているものを付ける場合は、食品に直接触れない箇所(容器の外側など)に入れなければならない。

(8) メラミンを含む食品

保健省公示第 344 号/2012 年 4 月 17 日付食品医薬局告示にてメラミンを含む食品の製造、輸入、販売を禁止している。(同告示で保健省告示第 311 号(2008)を取り消している。)

http://iodinethailand.fda.moph.go.th/food_54/law/data/announ_moph/P344_E.pdf

保健省公示第 344 号/2012 年 4 月 17 日付

下記の食品は製造、輸入、販売禁止とする。

1. メラミン (Melamine) 1mg/kg 以上含んでいる乳幼児用ミルク
2. メラミン (Melamine) 2.5mg/kg 以上含んでいるその他の食品

(9) 遺伝子組み換え (GMO) のトウモロコシ

保健省公示 345 号/2012 年 7 月 12 日付食品医薬局告示にて遺伝子組み換え (GMO) のトウモロコシについて、製造、輸出、輸入が禁止されている。(同告示で保健省告示第 215 号(2001)、第 217 号(2001)、第 246 号 (2001) を取り消している。)

http://iodinethailand.fda.moph.go.th/food_54/law/data/announ_moph/P345_E.pdf

保健省公示 345 号/2012 年 7 月 12 日付

下記の食品は製造、輸入、販売禁止とする。

遺伝子組み換え (Genetic modification) あるいは遺伝子工学 (Genetic engineering) で遺伝物質 Cry9C DNA Sequence があるトウモロコシ

8. 放射能汚染の危険がある食品の輸入

日本の東日本大震災に伴う福島第一原発事故の後に、放射能汚染の危険がある食品に関する食品規格、輸入条件が公示されていたが、2014年11月14日に保健省告示第370号が公示され、翌15日に発効した。これにより日本産食品に課せられていた放射能物質に関する輸入規制が緩和された。緩和前には、輸入者は福島、群馬、茨城、栃木、宮城、千葉、神奈川、静岡の8県で生産された、食品添加物、風味を調整する物質、食品の品質を保存するために使用する物質を除くすべての食品について、日本の政府機関、日本の政府機関から認可を受けた他の機関等が発行する「食品の分類、種類、放射性物質の量及び生産地を明記した証明書」（放射性物質検査証明書）を輸入の都度、検査場に提示することが求められていた。緩和後は、対象地域が福島、群馬、宮城の3県に縮小されるとともに、同検査報告書が求められる対象食品から酒類が除外されることとなった。

なお、タイの「食品中の放射性物質基準」では、放射性ヨウ素131は100ベクレル/キログラム（または/リットル）、放射性セシウム134及び137は合わせて500ベクレル/キログラム（または/リットル）を超えてはならないとされている。

さらに、本規制対象地域以外の地域で生産された食品について、食品添加物、風味を調整する物質、食品の品質を保存するために使用する物質を除き、日本の政府機関、日本の政府機関から認可を受けた他の機関、または日本の商工会議所が発行する「原産地証明書」を、輸入の都度、検査場に提示することが求められていたが、「原産地証明書」が求められる対象食品から酒類も除外されることとなった。

今回の緩和は、東京都を放射性物質検査証明書が求められる対象地域から除外した2012年4月以来の緩和となり、タイで日本産食品を取り扱う輸入卸業者、小売業者にとっても待望の措置となった。

参考 タイ向け輸出証明書の申請手続き等について（農林水産省）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/thai_shoumei.html

(1) 放射性物質に関する食品輸入規制緩和前後の対照表

	緩和前	緩和後
放射性物質検査証明書が求められる対象地域	福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、千葉県、神奈川県、静岡県	福島県、群馬県、宮城県
放射性物質検査証明書が求められる対象食品	食品添加物、風味を調整する物質、食品の品質を保存するために使用する物質を除くすべての食品	食品添加物、風味を調整する物質、食品の品質を保存するために使用する物質、 <u>酒類</u> を除くすべての食品
上記対象地域以外の地域で生産された食品で、原産地証明書が求められる対象食品	食品添加物、風味を調整する物質、食品の品質を保存するために使用する物質を除くすべての食品	食品添加物、風味を調整する物質、食品の品質を保存するために使用する物質、 <u>酒類</u> を除くすべての食品

(2) 保健省告示第370号（2014）「放射能汚染の危険のある食品の輸入条件」

放射能物質による汚染のおそれのある食品の日本からの輸入条件を適切に調整するため、また、放射性物質により汚染された食品の管理における便宜上の理由により、2011年4月11日付

保健省告示「食品中の放射性物質に関する基準」第5条、および1979年食品法の第5及び第6条(3)に基づき、保健大臣は次のように告示する。

1. 2011年4月11日付保健省告示341号「放射能汚染の危険のある食品輸入に関する条件」を廃止する。
2. 食品添加物、風味を調整する物質、食品の品質を保存するために使用する物質、酒類を除き、タイに輸入される日本の福島、群馬、宮城の各県で生産されたすべての食品は、食品中の放射性物質に関する基準を満たさなくてはならない。また、2011年4月11日付保健省告示「食品中の放射性物質に関する基準」に規定する量を超える放射性物質が検出されてはならない。また、輸入者は、下記のいずれか1つの機関により発行された食品の分類、種類、放射性物質の量及び生産地を明記した証明書を準備し、輸入の都度、検査場において提示すること。
 - (1) 所管する日本の政府機関
 - (2) 所管する日本の政府機関から認可を受けた他の機関
 - (3) 政府機関の分析機関
 - (4) 政府機関から委任または認証された分析機関
 - (5) 国際規格に基づいた分析能力の認証を受けた分析機関
3. 食品添加物、風味を調整する物質、食品の品質を保存するために使用する物質、酒類を除き、
 2. の県以外で生産された日本からのすべての食品の輸入者は、当該地域において栽培、飼育、養殖または生産されたことを示す、日本の政府機関、所管する日本の政府機関から認可を受けた他の機関または日本の商工会議所により発行された原産地証明書を輸入の都度、検査場において提示すること。上記証明書がない場合は2(1)-2(5)のいずれか一つの機関から発行された食品の分類、種類および放射能物質の量を明記した分析証明書を使用することができる。
4. 本告示は官報に掲載された日の翌日から施行されるものとする。

2014年11月13日告示
Professor Rajata Rajatanavin
保健大臣

第3章 農業・協同組合省による食品輸入関係施策（動植物検疫を含む）

農業・協同組合省(MOAC: Ministry of Agriculture and Agricultural Cooperatives)では、国民が安全かつ、安心して農水産物を摂取できるように主に作物の生産時の安全確保に関する政策を実施している。

安全確保に関する規制としては GMO 規制、農薬・化学物質の安全な使用、植物品種保護、有機農産物の認証検査（農産品・食品規格基準局 ACFS の規格に基づく）等、輸出入に関する政策では 植物検疫、輸出農作物の検査・証明書発行等がある。

1. 植物検疫

タイの現在の植物検疫は農業・協同組合省農業局が管轄し、2008 年改正植物防疫法（Plant Quarantine Act (No. 3) 2008）に基づいて実施されている。

輸入検疫は 2008 年改正植物防疫法（Plant Quarantine Act (No. 3) 2008）に基づき、植物検疫対象となる生鮮野菜、果実、原料植物を輸入する場合、輸入者は植物検疫申告書を植物検疫官に提出する。植物検査が不合格となった場合、重要な有害虫でない場合は消毒後通関が可能となるが、重要な有害虫の場合は農業局で回収される。また、遺伝子組み換え植物及び一部の輸入についても同法で管理している。

（1）植物の輸入方法（参照：農業局 Office of Agricultural Control）

販売目的の作物を輸入する方法

販売目的の作物を輸入する際には農業局で危険な害虫分析を完了し条件に合格すること。手続きは商業用輸入禁止作物の輸入許可申請書（P. Q. 2）（p. 57 参照）を農業局 Office of Agricultural control へ提出する。または郵便で書類を提出することも可能。

住所：Office of Agricultural control, Department of Agriculture, 50 Phahonyothin Rd., Ladyao, Jatujak 10900

作物は下記の通りに 3 種類に分類される。

1. 輸入禁止作物
2. 輸入制限作物
3. その他の作物

輸入方法は植物の種類によって下記の通りに従う。

【必要な書類】

1. ID カードあるいはパスポートのコピー
2. 法人の場合は発行から 6 ヶ月以内の法人登録証明書
3. サイン権を持つ役員の ID カードあるいはパスポート
4. 他者に申請を依頼する場合は委任状
5. その他、提出を求められた書類

担当者が書類を確認した後、作物の輸入許可書（P. Q. 2-1）（p. 58 参照）と輸入条件を発行する。

1. 植物検疫通関で輸入する手続き

- ・ 輸入通関で植物検疫申告書 P. Q. 5（p. 59 参照）を提出する
- ・ 作物の輸入許可書（P. Q. 2-1）を係員に提出
- ・ 原産国から発行された植物検査証明書(Phytosanitary Certificate)
- ・ 輸入は農業局が発行した許可の条件に従うこと
- ・ 輸出者から非遺伝子組み換え証明書(Non-GMOs) を提出

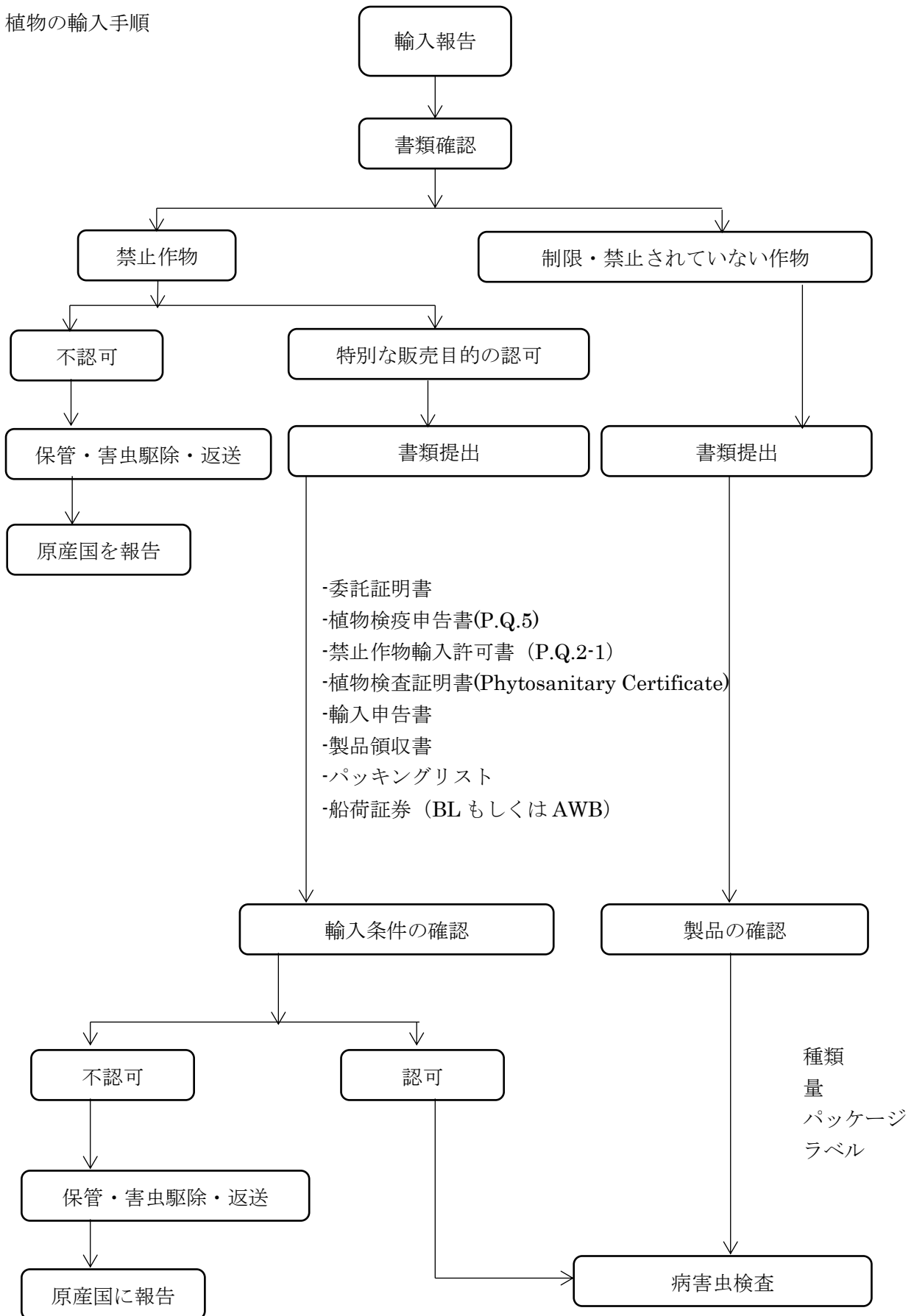
2. 輸入制限作物を輸入する方法

- ・ 輸入通関で植物検疫申告書 P. Q. 5 を提出する
- ・ 原産国から発行された植物保健衛生証明書（Phytosanitary Certificate）
- ・ 輸出者から非遺伝子組み換え証明書(Non-GMOs) を提出
- ・ 保護植物リストにある制限作物は原産国が発行した保護植物輸出許可書が必要
- ・ 植物検疫通関で輸入すること

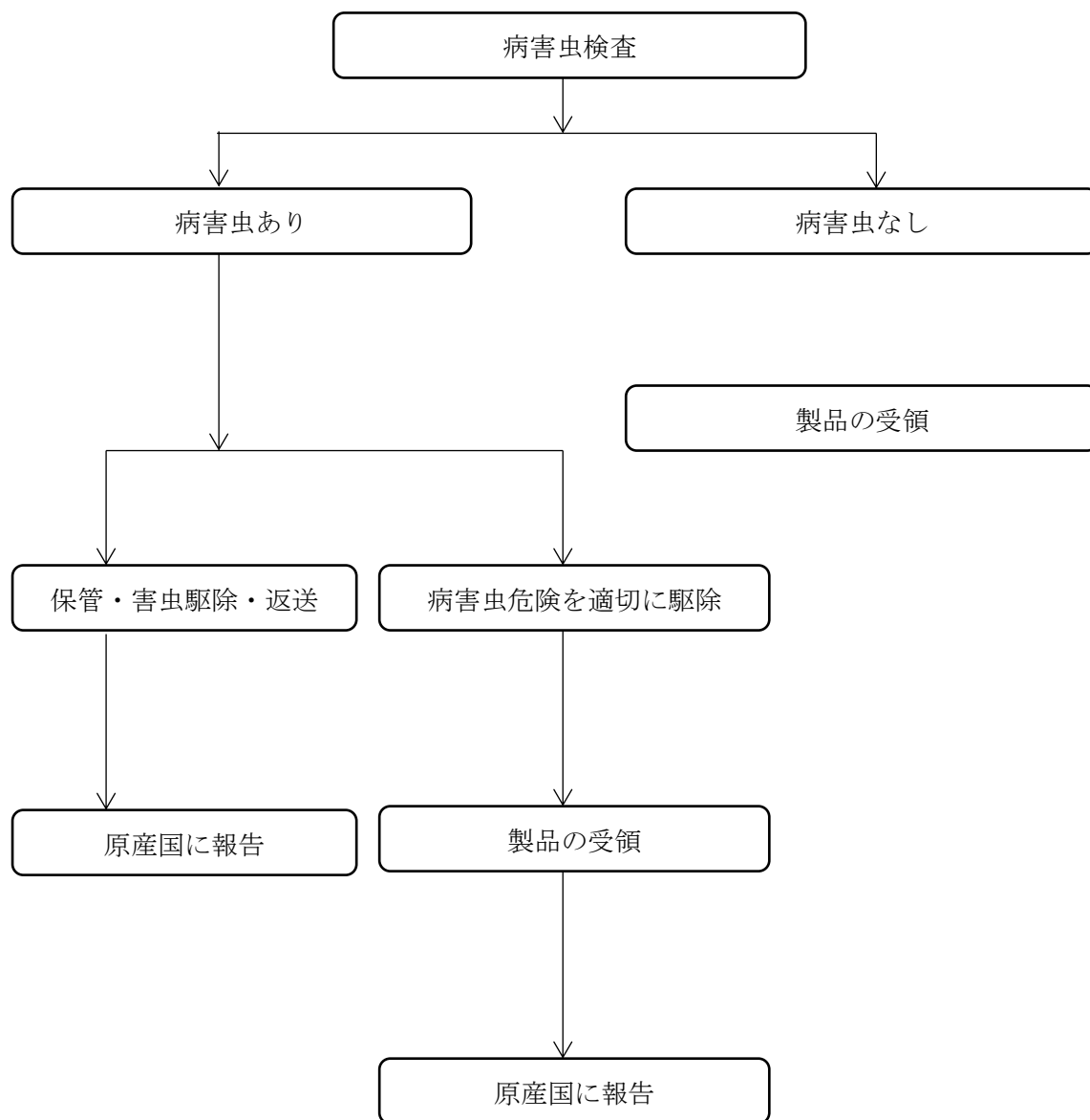
3. その他の作物を輸入する方法

- ・ 輸入通関で P. Q. 5 を提出する
- ・ 原産国から発行された植物検査証明書(Phytosanitary Certificate)を提出
- ・ 輸出者から非遺伝子組み換え証明書(Non-GMOs) を提出
- ・ 保護植物リストにある禁止されない作物は原産国から発行された保護植物輸出許可書が必要

植物の輸入手順



前ページ（病虫害検査）の続き



① 商業用輸入禁止作物の輸入許可申請書 様式 P. Q. 2

แบบ พ.ก. ๒
Form P.Q. 2

คำขออนุญาตนำสิ่งต้องห้ามเข้ามาในราชอาณาจักรเพื่อการค้า
ตามพระราชบัญญัติกักพืช พ.ศ. ๒๕๐๗ และที่แก้ไขเพิ่มเติม

Application for Permit to Import Prohibited Articles for Commercial Purposes
under the Plant Quarantine Act B.E. 2507 and Amended

เลขที่รับ	_____
Receipt No.	_____
วันที่	_____
Date	_____
ผู้รับคำขอ	_____
Recipient	_____

เรียน อธิบดีกรมวิชาการเกษตร

To Director General of the Department of Agriculture

วันที่ _____ เดือน _____ พ.ศ. _____
Date Month Year

๑. ข้าพเจ้า _____
Name of applicant
หรือตัวแทนผู้นำเข้า (ชื่อผู้นำเข้า) _____
or authorized representative of importer (Name of importer)
ที่อยู่ _____
Address

จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____ โทรศัพท์ _____ โทรสาร _____
Province Postal code Telephone Facsimile

๒. มีความประสงค์จะขออนุญาตนำเข้าสิ่งต้องห้าม ดังนี้ ตามรายละเอียดที่แนบ
Wish to apply for permission to import prohibited articles as follows: See attachment

ที่ No.	ชื่อสิ่งต้องห้าม Name of prohibited articles	ส่วนของพืชที่นำเข้า Plant parts	แหล่งกำเนิด Place of origin

พร้อมคำขอแนบเข้าไปได้แนบหลักฐานต่าง ๆ มาด้วย ดังนี้
Herewith I have enclosed documentary evidence as follows:

สำเนาบัตรประจำตัวประชาชนหรือหนังสือเดินทาง
A copy of the identification card or passport

สำเนาหนังสือรับรองการจดทะเบียนนิติบุคคล และผู้มีอำนาจลงชื่อแทนนิติบุคคลผู้ขออนุญาตนี้ออกให้ไม่เกินหกเดือน
(กรณีนิติบุคคลเป็นผู้ขออนุญาต)
A copy of the certificate of corporate registration and signatures authorized, issued within six months (In case of the applicant is a cooperation)

สำเนาบัตรประจำตัวประชาชนของกรรมการผู้มีอำนาจลงชื่อแทนนิติบุคคลหรือหนังสือเดินทาง
A copy of the identification card of person authorized sign for the corporate entity or passport

หนังสือมอบอำนาจในกรณีมอบอำนาจให้ผู้อื่นดำเนินการแทน
Application letter of authorized to submit the application for permit

อื่น ๆ _____
Other

ข้าพเจ้าขอรับรองว่าข้อมูลดังกล่าวข้างต้นถูกต้องและยินยอมปฏิบัติตามหลักเกณฑ์ วิธีการและเงื่อนไขที่อธิบดีกำหนด

I hereby declare that the information given above is correct and agree to comply with criteria, procedures and conditions specified by Director General.

ลายมือชื่อผู้ยื่นคำขอ
Signature of applicant

หมายเหตุ ให้ใส่เครื่องหมาย ✓ ในช่อง หน้าข้อความที่ต้องการ
Note Insert the check mark symbol ✓ into check block in front of the required text

หน้า ๑ ของ ๑
Page 1 of 1

⑤ 禁止作物輸入許可書 (様式 P. Q. 2-1)



แบบ พ.ก.๒-๑
Form P.Q.2-1

ใบอนุญาตนำสิ่งต้องห้ามเข้ามาในราชอาณาจักรเพื่อการค้า
ตามพระราชบัญญัติกักพืช พ.ศ. ๒๕๐๗ และที่แก้ไขเพิ่มเติม

Permit to Import Prohibited Articles for Commercial Purposes
under the Plant Quarantine Act B.E. 2507 and Amended

ใบอนุญาตเลขที่...../.....
Permit No.

กรมวิชาการเกษตร
Department of Agriculture

ใบอนุญาตฉบับนี้ออกให้แก่.....
This permit is granted to.....

ที่อยู่.....
Address.....

จังหวัด..... รหัสไปรษณีย์.....
Province..... Postal code.....

เพื่อแสดงว่าเป็นผู้ได้รับอนุญาตให้นำเข้าสิ่งต้องห้าม ดังนี้
Certify that has permit to import the prohibited articles as follows:

ตามรายละเอียดที่แนบ
See attachment

ที่ No.	ชื่อสิ่งต้องห้าม Name of prohibited articles	ส่วนของพืชที่นำเข้า Plant parts	แหล่งกำเนิด Place of origin

โดยปฏิบัติตามเงื่อนไข ดังนี้
By performance under condition as follows:

ใบอนุญาตฉบับนี้ให้ใช้ได้หนึ่งปีนับตั้งแต่วันที่ออกใบอนุญาต
This permit is valid within one year from date of issuance.

ออกให้ ณ วันที่.....เดือน.....พ.ศ.....
Issued on Date.....Month.....Year.....

(ลายมือชื่อ).....
Signature.....

(
อธิบดีกรมวิชาการเกษตร
Director General of the Department of Agriculture

③植物検疫申告書 (様式 P. Q. 5)

แบบ พ.ก. ๕
Form P.Q. 5

ใบแจ้งการนำเข้าสิ่งต้องห้าม สิ่งจำกัด และสิ่งไม่ต้องห้าม
ตามพระราชบัญญัติกักพืช พ.ศ. ๒๕๐๗ และที่แก้ไขเพิ่มเติม

Declaration for the Import of Prohibited, Restricted and Unprohibited Articles
under the Plant Quarantine Act B.E. 2507 and Amended

เลขที่รับ	_____
Receipt No.	_____
วันที่	_____
Date	_____
ผู้รับแจ้ง	_____
Recipient	_____

เรียน อธิบดีกรมวิชาการเกษตร

วันที่ _____ เดือน _____ พ.ศ. _____

To Director General of the Department of Agriculture

Date Month Year

๑. ข้าพเจ้า _____
Name of applicant
หรือตัวแทนผู้นำเข้า (ชื่อผู้นำเข้า) _____
or authorized representative of importer (name of importer)
ที่อยู่ _____
Address
จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____ โทรศัพท์ _____ โทรสาร _____
Province Postal code Telephone Facsimile

๒. มีความประสงค์ขอแจ้งการนำเข้า สิ่งต้องห้าม สิ่งจำกัด และ สิ่งไม่ต้องห้าม ดังนี้ ตามรายละเอียดที่แนบ
Wish to declare for the import of prohibited, restricted and unprohibited articles as follows: See attachment

ที่ No.	ชื่อพืช Name of Plants	ปริมาณ Quantity	มูลค่า Value	แหล่งกำเนิด Place of origin

ต้นทาง _____ ส่งโดยยานพาหนะ _____ วันที่มาถึง _____
Port of loading Means of conveyance Date of arrival
ใบอนุญาตเลขที่ _____ วันที่ออก _____ วันที่หมดอายุ _____
Permit No. Date of issue Date of expiry
ใบรับรองสุขอนามัยพืชเลขที่ _____ สถานที่ออก _____ วันที่ออก _____
Phytosanitary Certificate No. Place of issue Date of issue

พร้อมคำขอนี้ข้าพเจ้าได้แนบหลักฐานต่าง ๆ มาด้วย ดังนี้
Herewith I have enclosed documentary evidence as follows:

สำเนาบัตรประจำตัวประชาชนหรือหนังสือเดินทาง
A copy of the identification card or passport

สำเนาหนังสือรับรองการจดทะเบียนนิติบุคคล และผู้มีอำนาจลงชื่อแทนนิติบุคคลผู้ขออนุญาตนี้ออกให้ไม่เกินหกเดือน
(กรณีนิติบุคคลเป็นผู้ขออนุญาต)
A copy of the certificate of corporate registration and signatures authorized, issued within six months (In case of the applicant is a juristic person)

สำเนาบัตรประจำตัวประชาชนของกรรมการผู้มีอำนาจลงชื่อแทนนิติบุคคลหรือหนังสือเดินทาง
A copy of the identification card of person authorized sign for the corporate entity or passport

หนังสือมอบอำนาจในกรณีมอบอำนาจให้ผู้อื่นดำเนินการแทน
Application letter of authorized to submit the application for permit

อื่น ๆ _____
Other

ลายมือชื่อผู้นำเข้าหรือตัวแทน
Signature of importer or authorized representative

(_____)

๓. บันทึกของพนักงานเจ้าหน้าที่ (For official use only)

ด่านตรวจพืชที่นำเข้า วันที่ตรวจ
Point of entry at plant quarantine station Date of inspection

สิ่งต้องห้าม Prohibited article
 สิ่งกักกีด Restricted article
 สิ่งไม่ต้องห้าม Unprohibited article

เพื่อการทดลองหรือวิจัย Research purpose
 เพื่อการค้า Commercial purpose
 เพื่อกิจการอื่น Other purpose

ปล่อย Release
 กำจัดศัตรูพืช Treatment
 อื่น ๆ Other

กัก Hold
 ยึด Seizure
 ส่งกลับ Re-exportation
 ทำลาย Destruction

เหตุผล
Reason

ลายมือชื่อพนักงานเจ้าหน้าที่
Signature of authorized officer

()

หมายเหตุ ให้ใส่เครื่องหมาย ✓ ในช่อง หน้าข้อความที่ต้องการ
Note Insert the check mark symbol ✓ into check block in front of the required text

(2) 輸入が禁止されている遺伝子組み換え植物のリスト
 1964年、1999年、2008年検疫植物法に基づき輸入が禁止されている遺伝子組み換え植物

(2) - 1. 植物

日本語	学名
パイナップル	Ananas comosus (L.) Merr.
セロリ	Apium graveolens var. dulce (Mill.) D.C.
シロイヌナズナ	Arabidopsis thaliana L.
セイヨウワサビ	Armoracia rusticana P. Gaertner Meyer & Scherb.
アスパラガス	Asparagus officinalis L.
ベラドンナ	Atropa belladonna L.
エンバク	Avena sativa L.
テンサイ	Beta vulgaris L. subsp. Vulgaris
パパイヤ	Carica papaya L.
ベニバナ	Carthamus tinctorius L.
ピーカン	Carya illinoensis (Wangenh.) K. Koch
チコリ	Cichorium intybus L.
スイカ	Citrullus lanatus (Thunb.) Matsum. & Nakai.
ココナッツ	Cocos nucifera L.
人参	Daucus carota L.
カーネーション	Dianthus caryophyllus L.
オイルパーム	Elaeis guineensis Jacq.
大豆	Glycine max (L.) Merr.
レタス	Lactuca sativa L.
レンズ豆	Lens culinaris Medik.
モミジバフウ	Liquidambar styraciflua L.
トマト	Lycopersicon esculentum Miller.
マンゴー	Mangifera indica L.
キャッサバ	Manihot esculenta Crantz.
アルファルファ	Medicago sativa L.
タバコ	Nicotiana tabacum L.
オリーブ	Olea europaea subsp. Europaea L.
サヤマメ	Pisum sativum L.
カシス	Ribes nigrum L.
ほうれん草	Spinacia oleracea L.
ココア	Theobroma cacao L.
トレニア	Torenia fournieri Lind.
トウモロコシ	Zea mays L.

(2) - 2. 属

日本語	学名
マタタビ属	Actinidia spp.
ヌカボ属	Agrostis spp.
アリウム属	Allium spp.
ザイフリボク属	Amelanchier spp.
ラッカセイ属	Arachis spp.
アブラナ属	Brassica spp.
ツバキ属	Camellia spp.
トウガラシ属	Capsicum spp.
菊属	Chrysanthemum spp.
シトラス属	Citrus spp.
コーヒーノキ属	Coffea spp.
キュウリ属	Cucumis spp.
カボチャ属	Cucurbita spp.
キク属	Dendranthema spp.
ユーカリ属	Eucalyptus spp.
キンカン属	Fortunella spp.
イチゴ属	Fragaria spp.
グラジオラス属	Gladiolus spp.
ワタ属	Gossypium spp.
ヒマワリ属	Helianthus spp.
パラゴムノキ属	Hevea spp.
アサガオ属	Ipomoea spp.
クルミ属	Juglans spp.
アマ属	Linum spp.
ルピナス属	Lupinus spp.
マリユス属	Malus spp.
バショウ属	Musa spp.
イネ属	Oryza spp.
ケシ属	Papaver spp.
ペラルゴニウム属	Pelargonium spp.
ペチュニア属	Petunia spp.
インゲンマメ属	Phaseolus spp.
トウヒ属	Picea spp.
カラタチ属	Poncirus spp.
ポプラ属	Populus spp.
サクラ属	Prunus spp.
ナシ属	Pyrus spp.
ヒマ属	Ricinus spp.
ローザ属	Rosa spp.
キイチゴ属	Rubus spp.
サトウキビ属	Saccharum spp.
ナス属	Solanum spp.
ソルガム属	Sorghum spp.

スタイロ類	Stylosanthes spp.
シャジクソウ属	Trifolium spp.
コムギ属	Triticum spp.
スノキ属	Vaccinium spp.
ヴィーニャ属	Vigna spp.
ブドウ属	Vitis spp.
シバ属	Zoysia spp.

(2) - 3. 亜科

日本語	学名
ラン科	Orchidaceae

(3) 禁止植物リスト

(農業・協同組合省告示「1964年植物防疫法に係る輸入禁止植物(第6版)2007年」(2007年4月26日告示、2007年6月1日官報公告の添付リストより))

(3) - 1. 植物の生果実

(学名)	(和名)	主な品目
<i>Aegle marmelos</i> (L.) Corr.	ベルノキ	-
<i>Anacardium occidentale</i> L.	カシューナッツ	-
<i>Areca catechu</i> L.	ビンロウジュ	-
<i>Averrhoa carambola</i> L.	ゴレンシ	-
<i>Casimiroa edulis</i> Llave & Lex	シロサボテ	-
<i>Chrysobalanus icaco</i> L.	イカコ	-
<i>Clausena lansium</i> (Lour.) Skeels	ワンピ	-
<i>Cydonia oblonga</i> Miller	マルメロ	-
<i>Dimocarpus longan</i> Loureiro	リュウガン	-
<i>Dovyalis caffra</i> (Hook. f. & Harvey) Hook. f.	ケイアップル	-
<i>Eriobotrya japonica</i> (Thunb.) Lindl.	ビワ	-
<i>Feijoa sellowiana</i> (O. Berg) O. Berg	フェイジョア	-
<i>Inga edulis</i> C. Martius	アイスクリームビーン	-
<i>Litchi chinensis</i> Sonn.	レイシ	-
<i>Malpighia glabra</i> L.	アセロラ	-
<i>Mammea americana</i> L.	マメーリング	-
<i>Mangifera indica</i> L.	マンゴー	-
<i>Myrtillocactus geometrizans</i> (Martius) Console	リュウジンボク	-
<i>Nephelium lappaceum</i> L.	ランブータン	-
<i>Olea europaea</i> L.	オリーブ	-
<i>Persea americana</i> Mill.	アボカド	-
<i>Phoenix dactylifera</i> L.	ナツメヤシ	-
<i>Phyllanthus acidus</i> (L.) Skeels	アメダマノキ	-
<i>Physalis peruviana</i> L.	シマホオズキ	-
<i>Punica granatum</i> L.	ザクロ	-
<i>Sargentia greggii</i> Wats.	-	-
<i>Selenicereus megalanthus</i> (K. Schum. Ex Vaupel) Moran	イエローピタヤ	-
<i>Actinidia</i> spp.	マタタビ属植物	キウイフルーツ
<i>Annona</i> spp.	バンレイシ属植物	チェリモヤ、バンレイシ
<i>Artocarpus</i> spp.	パンノキ属植物	パンノキ
<i>Chrysophyllum</i> spp.	オーガストノキ属植物	スターアップル
<i>Diospyros</i> spp.	カキ属植物	カキ
<i>Eugenia</i> spp.	フトモモ属植物	レンブ、フトモモ
<i>Ficus</i> spp.	イチジク属植物	イチジク
<i>Flacourtia</i> spp.	フラクールティア属植物	ナンヨウイヌカンコ
<i>Fragaria</i> spp.	オランダイチゴ属植物	オランダイチゴ
<i>Garcinia</i> spp.	フクギ属植物	マンゴスチン
<i>Juglans</i> spp.	クルミ属植物	クルミ
<i>Malus</i> spp.	リンゴ属植物	リンゴ
<i>Manilkara</i> spp.	マンルカラ属植物	ママゾンカ
<i>Morus</i> spp.	クワ属植物	クワ
<i>Passiflora</i> spp.	トケイソウ属植物	パッションフルーツ
<i>Pouteria</i> spp.	ポウテリア属植物	-
<i>Prunus</i> spp.	サクラ属植物	サクランボ、モモ
<i>Psidium</i> spp.	パンジロウ属植物	グアバ
<i>Pyrus</i> spp.	ナシ属植物	ナシ

Rollinia spp.	ロリニア属植物	デリシローサ
Rubus spp.	キイチゴ属植物	キイチゴ
Spondias spp.	ニレメンシ属植物	タマゴノキ
Syzygium spp.	シジギウム属植物	ムラサキフトモモ
Vitis spp.	ブドウ属植物	ブドウ
Ziziphus spp.	ナツメ属植物	ナツメ
Cactaceae	サボテン科植物	ドラゴンフルーツ
Cucurbitaceae	ウリ科植物	メロン、キュウリ

(3) - 2. 植物の地上部、地下部および果実等すべての部分

(学名)	(和名)	主な品目
Ananas comosus	パイナップル	-
Camellia sinensis (excluding dried tea leave)	茶 (乾燥茶葉を除く)	-
Carica papaya	パパイヤ	-
Cocos nucifera	ココヤシ	-
Elaeis guineensis	ギネヤアブラヤシ	-
Manihot esculenta	キャッサバ	-
Theobroma cacao	カカオ	-
Zea mays (excluding pop corn imported for consumption)	トウモロコシ (食用ポップコーンを除く)	-
Citrus spp.	カンキツ属植物	温州ミカン、オレンジ
Coffea spp. (excluding fresh coffee bean)	コーヒーノキ属植物 (コーヒー豆を除く)	-
Fortunella spp.	キンカン属植物	キンカン
Gossypium spp. (excluding cotton lint)	ワタ属植物 (繰綿を除く)	綿実
Hevea spp. and carriers, i.e. fresh latex, cuplump, slab)	パラゴムノキ属植物	-
Jatropha spp.	ヤトロファ属植物	ナンヨウサクラ
Musa spp.	バショウ属植物	バナナ
Oryza spp. and carriers i.e. rice bran (excluding whiterice, broken rice and parboil rice)	イネ属植物 (精米、破碎米、パーボイルライスを除く)	稲ワラおよび米ヌカ
Poncirus spp.	カラタチ属植物	カラタチ
Saccharum spp.	サトウキビ属植物	サトウキビ
Sorghum spp.	モロコシ属植物	モロコシ、コウリヤン
Solanaceae (excluding cigarette, tobacco and cigar)	ナス科植物 (紙巻きタバコ、刻みタバコ、葉タバコを除く)	ナス、トマト、ピーマン

(3) - 3. 禁止品目 (1)

土

有機肥料

雑草

微生物、植物有害生物、ミミズ、昆虫、ダニ、線虫、カタツムリ、ナメクジ

寄生生物および捕食動物

禁止品目 (2) 追加

蚕、蚕の卵、蚕の繭

2007年7月27日付農業・協同組合省告示

(4) 制限植物リスト 植物検疫法 1964 年

植物検疫法 (2 版) 1999 年、(3 版) 2008 年に修正・追加した。

(4) - 1. 植物

学名	主な品目
<i>Abelmoschus esculentus</i> (L.) Moench.	オクラ
<i>Arachis hypogaea</i> L.	落花生
<i>Asparagus officinalis</i> L.	アスパラガス
<i>Avena sativa</i> L.	えん麦
<i>Cajanus cajan</i> (L.) Millsp.	キマメ
<i>Camellia sinensis</i> (L.) Kuntze	乾燥茶葉
<i>Cicer arietinum</i> L.	ヒヨコマメ
<i>Citrullus lanatus</i> (Thunb.) Matsum. & Nakai	スイカ (果実以外)
<i>Colocasia esculenta</i> (L.) Schott	タロイモ
<i>Coriandrum sativum</i> L.	コリアンダー
<i>Daucus carota</i> L.	にんじん
<i>Dianthus caryophyllus</i> L.	カーネーション
<i>Dioscorea batatas</i> Decne.	ナガイモ
<i>Eleocharis dulcis</i> (Burm. f.) Trin. Ex Hensch.	シログワイ
<i>Glycine max</i> (L.) Merr.	大豆
<i>Helianthus annuus</i> L.	ヒマワリ
<i>Hordeum vulgare</i> L.	大麦
<i>Lactuca sativa</i> L.	レタス
<i>Momordica charantia</i> L.	ニガウリ (果実以外)
<i>Panicum miliaceum</i> L.	キビ
<i>Pastinaca sativa</i> L.	パースニップ
<i>Petroselinum crispum</i> (Mill.) Nyman ex A.W. Hill	パセリ
<i>Phaseolus vulgaris</i> L.	インゲン豆
<i>Pisum sativum</i> L.	エンドウ
<i>Ricinus communis</i> L.	トウゴマ
<i>Sesamum indicum</i> L.	ゴマ
<i>Spinacia oleracea</i> L.	ホウレンソウ
<i>Wasabia japonica</i> (Miq.) Matsum.	ワサビ
<i>Zingiber officinale</i> Roscoe	ショウガ

(4) - 2. 属

学名	和名
Allium spp.	ネギ属
Aglaonema spp.	アグラオネマ属
Anthurium spp.	アンズリウム属
Apium spp.	セリ属
Aster spp.	シオン属
Bambusa spp.	ホウライチク属
Brassica spp.	アブラナ属
Caladium spp.	カラジューム属
Chrysanthemum spp.	キク属
Coffea spp.	コーヒーノキ属
Cucumis spp.	キュウリ属 (果実以外)
Cucurbita spp.	カボチャ属 (果実以外)
Dieffenbachia spp.	ディフェンバキア属
Geranium spp.	ゼラニウム属
Gladiolus spp.	グラジオラス属
Gossypium spp.	ワタ属
Gypsophilia spp.	カスミノウ属
Ipomoea spp.	アサガオ属
Lilium spp.	ユリ属
Luffa spp.	ヘチマ属 (果実以外)
Myosotis spp.	ワスレナグサ属
Narcissus spp.	スイセン属
Oryza spp.	イネ属
Philodendron spp.	フィロデンドロン属
Raphanus spp.	ダイコン属
Rosa spp.	バラ属
Triticum spp.	コムギ属
Tulipa spp.	チューリップ属
Vigna spp.	ササゲ属
Zantedeschia spp.	オランダカイウ属
Zoysia spp.	シバ属

(4) - 3. 亜科

学名	和名
Agaricaceae	ハラタケ科
Orchidaceae	ラン科

(5) 禁止病害虫菌リスト

農業・協同組合省告示「植物防疫法に基づく禁止される植物病害虫菌の特定 2008 年（第 3 版）」

(5) - 1. 糸状菌 (学名)

Ascochyta gossypii (Woronichin) Syd.
Asperisporium caricae (Speg.) Maubl.
Balansia oryzae-sativae Hashioka
Botryotinia allii (Sawada) W. Yamam
Botryotinia fuckeliana (de Bary) Whetzel
Botryotinia porri (J.F.H. Beyma) Whetzel
Botrytis aclada Fresen
Cephalosporium maydis Samra, Sabet & Hingorani
Cercospora elaeidis Steyaert
Ceratobasidium cereale Murray & Burpee
Cercospora zea-maydis Tehon & E.Y. Daniels
Chalara elegans Nag Raj & W.B. Kendr.
Claviceps gigantea S.F. Fuentes, Isla, Ullstrup & Rodriguez
Claviceps purpurea (Fr.) Tul.
Claviceps sorghi B.R.G. Kulk., Seshadri & Hegde
Colletotrichum circinans (Berk.) Voglino
Colletotrichum kahawae J.M. Waller & Bridge
Crinipellis pernicioso (Stahel) Singer
Diaporthe phaseolorum var. *meridionalis* F.A. Fern.
Diaporthe vexans Gratz
Elsinoe australis Bitancourt & Jenkins
Elsinoe theae Bitancourt & Jenkins
Fusarium culmorum (W.G. Sm.) Sacc.
Fusarium graminearum Schwabe
Fusarium oxysporum f. sp. *Elaeidis* Toovey
Fusarium oxysporum f. sp. *lilii* Imle
Fusarium oxysporum f. sp. *Melonis* (Leach & Currence) Snyder & Hansen
Fusarium oxysporum f. sp. *Narcissi* Snyder & Hansen
Gibberella xylarioides R. Heim & Saccas
Guignardia camelliae (Cooke) E. J. Butler
Haplobasidium musae M.B. Ellis
Helminthosporium allii Campanile
Kabatiella zea Narita & Y. Hirats.
Microcyclus ulei (Henn.) Arx
Moniliophthora roreri (Cif.) H.C. Evans et al.
Monographella nivalis (Schaffnit) E. Mull.
Mycena citricolor (Berk. & M.A. Curtis) Sacc.

Mycosphaerella citri Whiteside
Nectria rigidiuscula Berk. & Broome
Peronospora dianthicola Barthelet
Phaeoramularia angolensis (T. Carvalho & O. Mendes) P.M. Kirk
Phakopsora jatrophiicola (Arthur) Cummins
Phellinus noxius (Corner) G. Cunn.
Phoma andigena Turkenst.
Phoma foveata Foister
Phoma theiocola Petch
Phoma tracheiphila (Petri) Kantachveli & Gikacvili
Phomopsis longicolla Hobbs
Phymatotrichopsis omnivora (Duggar) Hennebert
Phytophthora boehmeriae Sawada
Phytophthora capsici Leonian
Phytophthora citricola Sawada
Phytophthora cryptogea Pethybr. & Laff.
Phytophthora hibernalis Carne
Phytophthora katsurae W.H. Ko & H.S. Chang
Phytophthora megakarya Brasier & M.J. Griffin
Phytophthora megasperma Drechsler
Phytophthora porri Foister
Plasmodiophora brassicae Woronin
Pseudocercospora jatrophae (G.F. Atk) A.K. Das & Chattopadh
Puccinia asparagi DC.
Pyricularia setariae Y.Nisik.
Rosellinia bunodes (Berk. & Broome) Sacc.
Rosellinia pepo Pat.
Sclerospora graminicola (Sacc.) J. Schort
Sclerophthora macrospora (Sacc.) Thirum., C.G. Shaw & Naras
Sclerotium cepivorum Berk.
Septoria cucurbitacearum Sacc.
Septoria helianthi Ell. & Kellerman
Septoria limonum Pass.
Sphaceloma manihoticola Bitanc. & Jenkins
Sphacelotheca cruenta (J.G.Kuhn) A.A. Potter
Sphacelotheca reiliana (J.G.Kuhn) Clinton
Stenocarpella macrospora (Earle) B.Sutton
Synchytrium endobioticum (Schilb.) Percival
Spongospora subterranea f. sp. Subterranea J.A. Toml.
Thecaphora solani (Thirum & M.J. O'Brien) Mordue
Tilletia controversa J.G. Kuhn
Urocystis gladiolicola Ainsworth
Uromyces gladioli Henn.

Uromyces musae Henn.
Verticillium albo-atrum Reinke & Berthold
Verticillium dahliae Kleb.

(5) - 2. 細菌 (学名)

Burkholderia caryophylli (Burkholder) Yabuuchi et al.
Candidatus Liberibacter africanus (Jagoueix et al.)
Candidatus Liberibacter americanus (Teixeira et al.)
Clavibacter michiganensis subsp. *michiganensis* (Smith) Davis et al.
Clavibacter michiganensis subsp. *nebraskensis* (Vidaver & Mandel) Davis et al.
Clavibacter michiganensis subsp. *Sepedonicum* (Spieckerman & Kotthoff) Davis et al.
Curtobacterium flaccumfaciens pv. *flaccumfaciens* (Hedges) Collins & Jones
Curtobacterium flaccumfaciens pv. *Oortii* (Saaitink & Maas Geest.) Collins & Jones
Erwinia amylovora (Burrill) Winslow et al.
Pantoea agglomerans (Beijerinck) Gavini et al.
Pantoea ananatis Corring (Serrano) Mergaert et al.
Pantoea citrea Kageyama et al.
Pseudomonas cichorii (Swingle) Stapp.
Pseudomonas corrugata (ex Scarlett et al.) Roberts & Scarlett
Pseudomonas fuscovaginae (ex Tanii et al.) Miyajima et al.
Pseudomonas glumae Kurita & Tabei
Pseudomonas marginalis pv. *marginalis* (Brown) Stevens
Pseudomonas putida (Trevisan) Migula
Pseudomonas rubrisubalbicans (Christopher & Edgerton) Krasil'nikov
Pseudomonas syringae pv. *atofaciens* (McCulloch) Young et al.
Pseudomonas syringae pv. *coronafaciens* (Elliott) Young et al.
Pseudomonas syringae pv. *lachrymans* (Smith & Bryan) Young et al.
Pseudomonas syringae pv. *maculicola* (McCulloch) Young et al.
Pseudomonas syringae pv. *tomato* (Okabe) Young, Dye & Wilkie
Pseudomonas syringae pv. *theae* (Hori) Young et al.
Pseudomonas viridiflava (Burkholder) Dowson
Rhizobium vitis (Ophel & Kerr) Young et al.
Xanthomonas axonopodis pv. *vitians* (Brown) Vauterin et al.
Xanthomonas arboricola pv. *celebensis* (Gaumann) Vauterin et al.
Xanthomonas axonopodis pv. *citrumelo* (Gabriel et al.) Vauterin et al.
Xanthomonas axonopodis pv. *vasculorum* (Cobb) Vauterin et al.
Xanthomonas campestris pv. *armoraciae* (McCulloch) Dye
Xanthomonas campestris pv. *cassavae* (Wiehe & Dowson) Maraitte & Weyns
Xanthomonas campestris pv. *theicola* Uehara, Arai, Nonaka & Sano
Xanthomonas campestris pv. *zantedeschiae* (Joubert & Truter) Dye
Xanthomonas cucurbitae (Bryan) Vauterin et al.
Xanthomonas hortorum pv. *carotae* (Kendrick) Vauterin et al.

Xylella fastidiosa Wells et al.
Xylophilus ampelinus (Panagopoulos) Willems et al.

(5) - 3. 原生生物 (学名)

Nosema bombycis Negali
Phytomonas staheli McGhee & McGhee

(5) - 4. ウイルス (学名)

African cassava mosaic virus
African cotton mosaic virus
Alfalfa mosaic virus
Andean potato latent virus
Andean potato mottle virus
Arabidopsis mosaic nepovirus
Asparagus virus-1
Asparagus virus-2
Banana bract mosaic virus
Barley stripe mosaic virus
Cassava American latent virus
Cassava brown streak virus
Cassava common mosaic virus
Cassava green mottle virus
Cassava Ivorian bacilliform virus
Cassava vein mosaic virus
Cassava virus X
Celery mosaic virus
Citrus leaf rugose virus
Citrus leprosis virus
Citrus ringspot virus (= Citrus psorosis virus complex A, B)
Citrus rubbery wood virus
Citrus tatter leaf virus
Citrus variegation virus
Citrus vein enation virus
Cacao red mottle virus
Cacao swollen shoot virus
Cacao vein-clearing virus
Cacao yellow mosaic virus
Cacao yellow vein banding virus
Cocoa necrosis virus
Coconut foliar decay virus
Coconut wilt disease

Coffee ringspot virus
Cotton anthocyanosis virus
Cotton leaf crumple virus
Cotton leaf mosaic virus
Cotton leaf mottle virus
Cotton stenosis virus
Cotton terminal stunt virus
Cowpea mild mottle virus
Cucumber green mottle mosaic virus
East African cassava mosaic virus
Grapevine virus A
Grapevine virus B
Hibiscus chlorotic ring spot virus
High plains virus
Impatiens necrotic spot virus
Impatiens necrotic virus
Indian cassava mosaic virus
Lettuce necrotic yellow virus
Maize chlorotic mottle virus
Maize rayado fino virus
Maize chlorotic dwarf virus
Maize dwarf mosaic virus A
Maize mosaic virus
Papaya leaf curl virus
Papaya mosaic virus
Papaya waialua virus
Pelargonium chlorotic ring pattern virus
Pelargonium line pattern carmovirus
Pelargonium ring spot virus
Pelargonium vein clearing virus
Pelargonium zonate spot virus
Pepino mosaic virus
Potato black ringspot virus
Potato deforming mosaic virus
Potato mop-top virus
Potato yellow dwarf virus
Potato yellow virus
Potato yellow vein virus
Potato virus S
Rice dwarf virus
Rice hoja blanca virus
Rice stripe virus
Rice yellow mottle virus

Satsuma dwarf virus
Sorghum mosaic virus
Squash mosaic virus
Sugarcane bacilliform virus
Sugarcane streak virus
Tobacco rattle virus
Tobacco streak virus
Tomato aspermy virus
Tomato black ring virus
Tomato bushy stunt virus
Tomato ringspot virus
Tomato spotted wilt virus
Tulip breaking virus
Zantedeschia mosaic virus
Zucchini yellow mosaic virus

(5) - 5. リケッチア (学名)

Papaya bunchy top (*Rickettsia* sp.) (Davis et al.)

(5) - 6. ウイロイド (学名)

Avocado sunblotch viroid
Chrysanthemum chlorotic mottle viroid
Chrysanthemum stunt viroid
Citrus cachexia viroid
Citrus exocortis viroid
Coconut cadang-cadang viroid
Coconut tinangaja viroid
Columnea latent viroid
Hop stunt viroid
Mexican papita viroid
Peach latent mosaic viroid
Potato spindle tuber viroid
Tomato apical stunt viroid
Tomato chlorotic dwarf viroid
Tomato planta macho viroid

(5) - 7. マイコプラズマ (学名)

Spiroplasma citri Saglio et al.
Spiroplasma kunkelii Whitcomb et al.

(5) - 8. ファイトプラズマ (学名 等)

Banana marbling disease
Cassava frog skin phytoplasma
Cassava Witches' Broom
Coconut lethal yellows phytoplasma
Grapevine flavescence doree phytoplasma
Grapevine yellows phytoplasmas
Lime Witches' Broom
Sugarcane Ramu stunt disease phytoplasma

(5) - 9. 昆虫 (学名)

Abgrallaspis cyanophylli (Signoret)
Acrobasis pyrivorella (Matsumura)
Adoxophyes honmai (Yasuda)
Adoxophyes orana (Fischer von Roslerstamm)
Adoxophyes privatana (Walker)
Anarsia lineatella Zeller
Anastrepha fraterculus (Wiedemann)
Anastrepha grandis (Macquart)
Anastrepha ludens (Loew)
Anastrepha obliqua (Macquart)
Anastrepha serpentina (Wiedemann)
Anastrepha striata Schiner
Anastrepha suspensa (Loew)
Anthonomus grandis Boheman
Anthonomus vestitus Boheman
Archips machlopi Meyrick
Archips podana (Scopoli)
Archips xylosteanus (Linnaeus)
Aspidiotus nerii (Bouche)
Bactrocera aquilonis (May)
Bactrocera caryeae (Kapoor)
Bactrocera cucumis (French)
Bactrocera frauenfeldi (Schiner)
Bactrocera jarvisi (Tryon)
Bactrocera kandiensis Drew & Hancock
Bactrocera kirki (Froggatt)
Bactrocera melanotus (Coquillett)
Bactrocera minax (Enderlein)
Bactrocera musae (Tryon)
Bactrocera neohumeralis (Hardy)

Bactrocera occipitalis (Bezzi)
Bactrocera passiflorae (Froggatt)
Bactrocera philippinensis Drew & Hancock
Bactrocera psidi (Froggatt)
Bactrocera trilineola Drew
Bactrocera trivialis (Drew)
Bactrocera tryoni (Froggatt)
Bactrocera tsuneonis (Miyake)
Bactrocera xanthodes (Broun)
Cacoecimorpha pronubana Hubner
Carpomya pardalina Bigot
Carposina sasakii Matsumura
Ceratitis capitata (Wiedemann)
Ceratitis cosyra (Walker)
Ceratitis rosa Karsch
Carulaspis minima Borchsenius
Conotrachelus nenuphar (Herbst)
Cryptophlebia illepida (Butler)
Cryptophlebia leucotreta Meyrick
Cydia fabivora (Meyrick)
Cydia leucostoma (Meyrick)
Cydia pomonella (Linnaeus)
Dacus ciliatus Loew
Dacus demerezi (Bezzi)
Dacus frontalis Becker
Dacus solomonensis Malloch
Diaspis boisduvalii Signoret
Diatraea saccharalis (Fabricius)
Epichoristodes acerbella (Walker)
Epiphyas postvittana (Walker)
Erinnyis ello (Linnaeus)
Fiorinia fioriniae (Targioni)
Fiorinia theae Green
Frankliniella tritici (Fitch)
Grapholita delineana Walker
Grapholita funebrana Treitschke
Grapholita inopinata Heinrich
Grapholita molesta (Busck)
Grapholita packardi Zeller
Grapholita prunivora (Walsh)
Leptinotarsa decemlineata (Say)
Leptopharsa heveae Drake & Poor
Liriomyza bryoniae (Kaltenbach)

Lissorhoptrus oryzophilus Kuschel
Lopholeucaspis cockerelli (Grandpre & Charmoy)
Nemorimyza maculosa (Mollach)
Opogona sacchari (Bojer)
Oryctes boas (Fabricius)
Oryctes monoceros (Olivier)
Pantomorus cervinus (Boheman)
Parlatoria theae Cocekrell
Phenacoccus manihoti Matile-Ferrero
Popillia japonica Newman
Proeulia auraria (Clarke)
Proeulia chrysopteris (Butler)
Pseudodendrothrips mori (Niwa)
Retithrips syriacus (Mayet)
Rhagoletis cerasi (Linnaeus)
Rhagoletis cingulata (Loew)
Rhagoletis completa Cresson
Rhagoletis fausta (Osten Sacken)
Rhagoletis indifferens Curran
Rhagoletis mendax Curran
Rhagoletis pomonella (Walsh)
Rhynchophorus palmarum (Linnaeus)
Sacadodes pyralis Dyar
Scirtothrips aurantii Faure
Scirtothrips citri (Moulton)
Selenaspidus articulatus (Morgan)
Sesamia calamistis Hampson
Tetramoera schistaceana (Snellen)
Toxotrypana curvicauda Gerstaecker
Trioza erytreae (Del Guercio)
Thrips fuscipennis Haliday
Thrips simplex (Morison)
Trirhithrum coffeae Bezzi

(5) - 10. ダニ (学名)

Aceria guerreronis Keifer
Aculops lycopersici (Masse) (Masse)
Amphitetranychus viennensis (Zacher)
Bryobia graminum (Schrank)
Bryobia lagodechiana Reck
Bryobia praetiosa Koch
Bryobia rubrioculus (Scheuten)

Calepitrimerus vitis (Nalepa)
Caloglyphus mycophagus (Megnin)
Eotetranychus banksi (McGregor)
Eotetranychus carpini (Oudemans)
Eotetranychus lewisi (McGregor)
Eotetranychus uncatatus Garman
Mononychellus planki (McGregor)
Mononychellus tanajoa (Bondar)
Oligonychus gossypii (Zacher)
Oligonychus grypus Baker & Pritchard
Oligonychus ilicis (McGregor)
Oligonychus indicus (Hirst)
Oligonychus peruvianus (McGregor)
Oligonychus yothersi (McGregor)
Panonychus ulmi (Koch)
Petrobia latens (Muller)
Rhizoglyphus setosus Manson
Tetranychus desertorum Banks
Tetranychus evansi Baker & Pritchard
Tetranychus lambi Pritchard & Baker
Tetranychus lombardini Baker & Pritchard
Tetranychus mexicanus (McGregor)
Tetranychus pacificus MaGrego
Tyrophagus dimidiatus (Hermann)
Tyrophagus similis Volgin

(5) - 1 1. 線虫 (学名)

Aphelenchoides ritzemabosi (Schwartz) Steiner abd Buhrer
Anguina agrostis (Steinbuch) Filipjev
Anguina graminis (Hardy) Filipjev
Anguina tritici (Steinbuch) Chitwood
Aphelenchoides arachidis Bos
Aphelenchoides besseyi Christie
Belonolaimus longicaudatus Rau
Bursaphelenchus xylophilus (Steiner & Buhrer) Nickle
Cactodera cacti Filipjev & Schuurmans Stekhoven
Ditylenchus destructor Thorne
Ditylenchus dipsaci (Kuhn) Filipjev
Dolichodorus heterocephalus Cobb
Globodera pallida (Stone) Behrens
Globodera rostochiensis (Wollenweber) Behrens
Heterodera avenae Wollenweber

Heterodera glycines Ichinohe
Heterodera graminis Stynes
Heterodera oryzae Luc & Berdon Brizuela
Heterodera oryzicola Rao & Jayaprakash
Heterodera punctata (Thorne) Mulvey & Stone
Heterodera schachtii Schmidt
Heterodera sorghi Jain, Sethi, Swarup & Srivastava
Heterodera trifolii Goffart
Hirschmanniella miticausa Bridge, Mortimer & Jackson
Hoplolaimus columbus Sher
Hoplolaimus galeatus (Cobb) Thorne
Hoplolaimus indicus Sher
Longidorus sylphus Thorne
Meloidogyne brevicauda Loos
Meloidogyne camelliae Golden
Meloidogyne chitwoodi Golden, O'Bannon, Santo & Finley
Meloidogyne coffeicola Lordello & Zamith
Meloidogyne graminis (Sledge & Golden) Whitehead
Nacobbus aberrans (Thorne) Thorne & Allen
Paratrichodorus porosus (Allen) Siddiqi
Praylenchus goodeyi Sher & Allen
Praylenchus loosii Loof
Rhadinaphelenchus cocophilus (Cobb) Goodey
Rotylenchulus macrodoratus (Dasgupta, Raski & Sher)
Scutellonema bradys (Steiner & Le Hew) Andrassy
Trichodorus viruliferus Hooper
Xiphinema americanum Cobb
Xiphinema diversicaudatum (Micoletzky) Thorne

(5) - 1 2. 雑草 (学名)

Ambrosia artemisiifolia L.
Amaranthus albus L.
Amaranthus blitoides S. Wats
Alopecurus myosuroides Huds.
Asphodelus tenuifolius Cav.
Avena fatua L.
Capsella bursa-pastris (L.) Medik.
Chenopodium album L.
Conyza canadensis (L.) Cronq.
Cirsium arvense (L.) Scop.
Cirsium vulgare Savi (Ten.)
Cuscuta campestris Yuncker

Galium aparine L.
Heliotropium europaeum L.
Lolium temulentrum L.
Lolium temulentrum L.
Orobanche aegyptiaca Pers.
Orobanche cernua Loefl.
Orobanche crenata Forskal.
Orobanche ramosa L.
Parthenium hysterophorus L.
Phalaris minor Retz.
Polygonum aviculare L.
Polygonum convolvulus L.
Raphanus raphanistrum L.
Rumex acetosella L.
Rumex obtusifolius L.
Salvinia molesta Mitchell
Senecio vulgaris L.
Setaria faberi Herrm.
Solanum carolinense L.
Solanum elaeagnifolium Cavanilles
Spargula arvensis L.
Stellaria media (L.) Vill.
Striga angustifolia (Don) Saldanha
Striga densiflora (Benth.) Benth.
Striga hermonthica (Del.) Benth.
Thlaspi arvense L.
Vicia sativa L.

(5) - 13. その他の病因

Bristle top (in coconut)
Citrus blight disease
Citrus impletratura disease
Cotton blue disease
Dryout rot
Head drop
Little mottle
Socorro wilt
Tatipaka wilt

2. 動物検疫

タイの動物検疫は、1956年の動物伝染病予防法（Animal Epidemics Act）および09年の改正法に基づいて実施されている。管轄部署は、農業・協同組合省畜産振興局（Department of Livestock Development）の家畜疾病管理部（Division of Disease Control）で、その下部に動物検疫所が設置されている。他国と同様に BSE や FMD などの疫病が発生した地域や国からの動物は、動物検疫法上の理由で随時告示を通達し、輸入を禁止する措置を取っている。

生きた動物およびその一部を商業目的でタイ国内に輸入する場合は、畜産振興局より発行される取引業者許可書が必要であるとともに、農業・協同組合省で定められた条件に従わなければならない。

（1）動物検疫の条件

輸入に関する規則は以下の通りである。

輸入前

- ① 輸入前に必ず畜産振興局の輸入許可を必要とする。
- ② 輸入者は輸入される少なくとも 15 日前までに動物検疫申請書（Ror. 1/1）を提出する。輸入日の少なくとも 7 日前までには、すべて輸入前手続きを終了させなければならない。
- ③ 畜産振興局は輸出される国およびその動物の疫病についての情報を審査し、事前輸入許可書が発行される。
- ④ 輸入者は貨物の到着 3 日前までに、到着日、輸入場所、船名または便名を管轄する国際動物検疫所に通知する必要がある。

輸入時

- ① 貨物は到着後、通関前に検疫検査が実施され、輸入者は輸出国発行の健康証明書または衛生証明書を検査官に提出する。貨物は動物検疫所または認定された検査場所に移送された後に検査される。
- ② 検査官がさらなる検査が必要と判断した場合、輸出国の衛生証明書が発行されていない場合、または輸出国の衛生証明書が不備な場合は、生きた動物に関しては 60 日、動物の一部（残滓）に関しては 10 日を越えない範囲で検疫検査が実施される。その場合、すべてに要する費用、管理は輸入者の責任となる。
- ③ 検疫検査に合格した場合、輸入者に輸入許可が正式に発行される。不合格の場合は畜産振興局の権限において対応措置が講じられる。
- ④ 事前輸入許可が発行されていた場合でも、突発の病気が発生した場合、または発生する可能性がある判断された場合は、検査官は畜産振興局長に通知し、許可の取り消しを実施することができる。

(2) 日本産牛肉の輸入条件

タイ政府はこれまで保健省告示第 296 号「BSE の危険がある食品について」(2006 年 1 月 13 日付)に基づき、日本を含む牛海綿状脳症 (BSE) の発生国からの牛肉の輸入を禁止していたが、09 年 10 月 30 日に日本とタイの間で条件の合意が得られたことで、日本産牛肉の輸入を解禁した。2009 年以降の告示はない。日本の厚生労働省および農林水産省の発表によると、日本側の輸出条件は次の通りとなっている。(以下、農林水産省・厚生労働省の報道発表資料に基づく。同資料は農林水産省の次のウェブサイト入手が可能である。

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/091030.html>)

と畜場等(と畜場および食肉処理場)の主な条件:

- ・ と畜場等がと畜場法および食品衛生法に基づく許可を受けており、と畜場法および食品衛生法等の関係法規を遵守していること。
- ・ 食肉処理場がと畜場に併設されており、と畜・解体から分割まで一貫して行われていること。
- ・ 当該施設を所管する都道府県等による選定手続きを経て、厚生労働省による確認後、タイ政府に通知されていること。

牛肉の主な条件:

- ・ 30 カ月齢未満の牛由来であること。
- ・ 骨なし肉であること
- ・ 特定部位 (SRM) を含んでいないこと。

今後、タイ向けに牛肉の輸出を希望する施設は、施設を所管する都道府県等への申請後、都道府県等による輸出施設の選定や、厚生労働省からタイ政府への通知などの手続きを経て、当該施設で生産された牛肉を輸出することが可能となる。

なお、タイ政府への通知後、牛肉を輸出する際には、上記の牛肉の条件を満たすとともに、動物検疫所で輸出検疫を受ける必要がある。

輸出しようとする施設の具体的な選定手続きについては、当該施設を管轄する都道府県等の食品衛生部局に、また、輸出にあたっての詳細な条件や手続きについては、最寄りの動物検疫所に問い合わせることが望ましい。

(3) 検疫費用と手続きの流れ

①動物検疫の費用

現在、動物検疫に係る費用は以下の通りとなっている。

項目	単位	費用	注記
動物の輸入許可 ①象 ②馬、牛、水牛、ロバ、ラバ、犬、猫、サル、テナガザル ③羊、ヤギ、豚 ④ダチョウ、エミュー ④鶏、ひよこ、鴨、ガチョウ ⑤その他動物 ⑥飼養目的の精子 ⑦胚 ⑧飼養目的のダチョウの卵、エミューの卵 ⑨飼養目的のその他鶏の卵	1 頭あたり " " " " " 量あたり 1 個あたり " "	250 バーツ 100 バーツ 50 バーツ 200 バーツ 5 バーツ 100 バーツ 10 バーツ 100 バーツ 50 バーツ 50 バーツ	なし
動物の一部および残滓の輸入許可	Kg あたり	20 バーツ	500g 以上のものは 1kg とみなす。500g 未満のものはカウントされない。
象、馬、牛、水牛、羊、ヤギ、豚、その他省令で規定されたその他動物の取引業者許可 タイ国内の輸入・販売 (県内の販売)	1 申請あたり	400 バーツ (200 バーツ)	なし
動物の繁殖用の精子または卵子の取引業者許可 タイ国内の輸入・販売	1 申請あたり	200 バーツ	なし
動物の一部および残滓の取引業者許可 タイ国内の輸入・販売 (県内の販売)	1 申請あたり	100 バーツ (20 バーツ)	なし
検疫時に病気感染が検出された場合	1 頭あたり	5 バーツ	なし

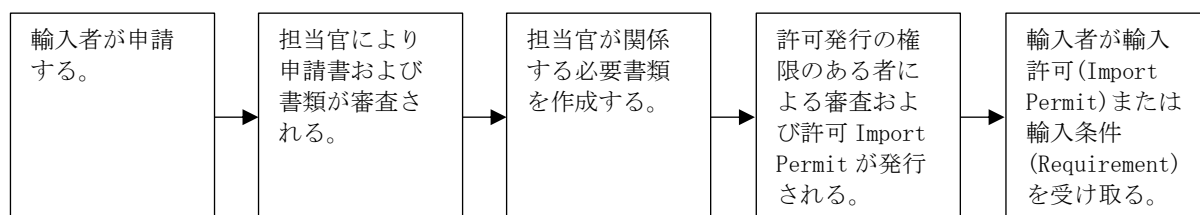
出所：タイ国動物伝染病予防法 1999 年の資料から作成。

(4) 動物検疫の流れ

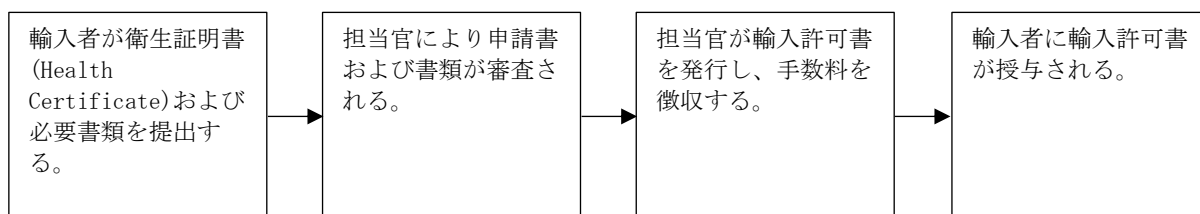
畜産振興局では、輸入者に検疫手続きに対する迅速性と透明性を保つために、以下のような検疫手続きと各ステップを定めている。

動物のと畜物の輸入手続きを示すフローチャート

ステップ1 (輸入前)



ステップ2 (輸入時)



注：手続きには技術的な手続き、または省規則「動物のと畜物の輸入について」に基づく手続きは含まれていない。例えば以下のようなものである。

- ・ と畜物の保管場所の検査
- ・ 輸入時の検査に実施中におけると畜物の保管
- ・ 実験室の検査
- ・ 殺菌

出所：畜産振興局ウェブサイト (<http://www.dld.go.th/person/cleaning/sorkorbor/skb6.pdf>)
より編集

動物検疫申請書 Ror. 1/1

แบบ ร.๑/๑

ส่วนควบคุมการค้าสัตว์น้ำและปัจจัยการผลิต
วันที่..... เวลา..... น.
เลขที่ใบคำขออนุญาต 103120087254
เจ้าหน้าที่รับเรื่อง.....

กรมปศุสัตว์

Department of Livestock Development

แบบคำขออนุญาตนำสัตว์/ซากสัตว์ เข้า ออก ผ่านราชอาณาจักรไทย

Application form for import, export, pass animals/ animal remains through Thailand

เขียนที่ (Address).....

วันที่ (Date)..... เดือน(Month) พ.ศ.(B.E).....

เรียน (To).....

ในนามผู้รับมอบอำนาจจากนิติบุคคลบริษัท

ด้วยข้าพเจ้า นาย/นาง/น.ส..... สัญชาติ..... อาชีพ

I am Mr./ Mrs./ Miss Nationality Occupation

ที่อยู่ประเทศไทย (Address in Thailand).....

โทรศัพท์เบอร์(Telephone No)..... โทรภาพเบอร์ (Fax No).....

บัตรประจำตัว/พาสปอร์ต เลขที่..... ออกให้โดย วันหมดอายุ

I.D. No/ Passport No. Issue by Expire Date

มีความประสงค์จะขอ นำ () สัตว์ () ซากสัตว์ () เข้า () ออก () ผ่าน ราชอาณาจักร โดยทาง..... ดังนี้คือ
would like to import , export, pass animals/ animal remains through the kingdom by..... as the following items.

ชนิด/ซากสัตว์น้ำ	ชื่อวิทยาศาสตร์	ลักษณะสัตว์	พิกัดตราศุลกากร	ปริมาณ	หน่วย	มูลค่า
รวม						

เดินทางมาจากประเทศไทยไปยัง..... โดยพาหนะชื่อ / เลขที่

Departure from Thailand to By

เดินทางมาจากประเทศ (come from)..... โดยพาหนะชื่อ / เลขที่ (By).....

นำไปกักกันดูอาการ ณ (quarantine at).....

นำผ่านไปยังประเทศ (pass Thailand through)..... โดยพาหนะชื่อ / เลขที่ (By).....

ข้าพเจ้าขอรับรองว่าจะปฏิบัติตามระเบียบและเงื่อนไขของกรมปศุสัตว์ทุกประการ

I here by certify that I will follow every set rule and condition of Department of Livestock Development.

- รับใบอนุญาตที่
- ส่วนควบคุมการค้าสัตว์น้ำและปัจจัยการผลิต
 - ตำนตรวจสัตว์น้ำลาดกระบัง
 - ตำนตรวจสัตว์น้ำท่าเรือกรุงเทพ

ลงชื่อ (Sign).....ผู้ขออนุญาต (Applicant)

บันทึกสัตวแพทย์เกี่ยวกับการตรวจสัตว์/ซากสัตว์และอื่นๆ

ได้รับอนุญาตเรียบร้อยแล้ว/ไม่เสียค่าธรรมเนียม
วันที่..... เวลา..... น.
ชื่อผู้รับ.....

第4章 財務省物品税局その他による食品輸入関係施策

1. 食品輸入にかかる物品税

輸入の際、物品税がかかる食品は「ノンアルコール飲料」と「酒類」のみである。

(1) ノンアルコール飲料の物品税

従価税と従量税のうち、高額な方が物品税として適用される。

ノンアルコール飲料には、内国税 10%、健康振興基金負担金 2%、公共 TV 税 1.5%は課税されない。

	法定最大レート			現在のレート		
	①従価税率 (%)	②従量税		①従価税率 (%)	②従量税	
		容量/ 1単位 (cc)	従量税/ 1単位 (パーツ)		容量/ 1単位 (cc)	従量税/ 1単位 (パーツ)
飲料水、炭酸飲料 (無糖、無添加)	25	440	0.77	25	440	0.77
飲料水、炭酸飲料 (加糖、添加物含有)	25	440	0.45	20	440	0.37
野菜、果物ジュース	20	440	0.45	4	440	0.11

従価税：最終卸売価格（輸入業者から小売店または飲食店への卸価格）に従価税率を乗じたもの

例：容量 500cc の飲料水、最終卸売価格 20 パーツ/本の場合

従価税：価格×従価税率=20×0.25=5 パーツ

従量税：1 本当たりの単位=500÷440=1.136=切り上げで 2 単位

単位×従量税=2×0.77=1.54 パーツ

従価税 5 パーツが適用される。

(2) 酒類の物品税

純アルコール換算またはリットルに従量税率を乗じた金額のうち、高額である方が、従価税に加算される。アルコールが超過度数であれば、3 パーツ/度が加算される。

酒類には、内国税 10%、健康振興基金負担金 2%、公共 TV 税 1.5%が、物品税に対して課税される。CIF 価格、物品税、内国税、健康振興基金負担税、公共 TV 税の合計に付加価値税 (VAT) 7% が課税される。

	従価税率 (%)	従量税 (パーツ)		超過度数加算 (パーツ)	
		純アルコール換算容量 (注)	容量 (ℓ)	度数	加算額 / 度数
ビール	48	155	8	7%超	3
ワイン 1 本 600 パーツ以下	0	1000	225	15%超	3
ワイン 1 本 600 パーツ超	36	1000	225	15%超	3
現地醸造酒	5	70	10	15%超	3
その他醸造酒	5	70	10	15%超	3
ホワイトスピリッツ	4	145	40	40%超	3
ブレンドスピリッツ (ジン、リキュール)	25	250	50	45%超	3
アルコールスピリッツ	25	250	50	45%超	3
スペシャルスピリッツ (ブランデー、ウイスキー)	25	250	50	45%超	3

注：アルコール度数 100 度 (%) に換算した容量 (ℓ)

例：容量 1 リットルの焼酎（アルコールスピリッツ）、最終卸売価格 1,200 パーツ/本、アルコール度数 25%の場合

物品税：①+②または③+④=362.50 パーツ

①従価税：価格×従価税率=1,200×0.25=300 パーツ

②従量税（純アルコール換算容量）=62.50 パーツ

③従量税（容量）=数量×従量税=1×50=50 パーツ

④超過度数加算：なし

その他の諸税：48.93 パーツ

① 内国税=物品税の 10%=36.25 パーツ

② 健康振興基金負担金=物品税の 2%=7.25 パーツ

③ 公共 TV 税=物品税の 1.5%=5.43 パーツ

出所：財務省物品税局

2. 食品輸入関係施策

(1) 輸出入管理法(1979年)による農林水産品輸入制限について

タイは輸出入管理法（1979年）および関係規則に基づき、一部の農林水産品について1. 公益上の理由、2. 国内産業・製品の保護、3. 外貨流出防止、の3つの理由により輸入を制限しており、制限される輸入品目やその内容は商務省の外国貿易局（Department of Foreign Trade）が毎年公表している。2015年の農林水産品の品目では輸入許可が必要な品目が1品目、輸入課徴金を支払う必要がある品目が3品目、WTO合意に基づく輸入規制（関税割当）品目が22品目、輸入時に安全証明書等が必要な食品が5品目設定されている。

商務省による食品輸入規制（輸出入管理法 1979年の関連規則から抜粋）

輸入禁止品目	輸入が禁止されている食品はない。
輸入許可が必要な品目	魚粉（蛋白質含有量 60%以下）
輸入課徴金がかかる品目	魚粉（蛋白質含有量 60%以上）
	ペットフード用のトウモロコシ
	大豆油かす
WTO 合意に基づく輸入規制（関税割当）	粉ミルク
	生乳
	じゃがいも
	たまねぎ
	ニンニク
	ココナッツ
	乾燥リュウガン
	コーヒー豆
	茶
	胡椒
	ペットフード用トウモロコシ
	米
	大豆
	ココナッツの果実
	たまねぎ種
	大豆油
	パーム油
	ココナッツ油
	砂糖
	コーヒー製品
	大豆油かす
	生糸
輸入時に安全証明書等が必要な食品	キャッサバ

	キハダ
	オレンジ
	赤たまねぎ
	豚の内臓

出所：商務省外国貿易局

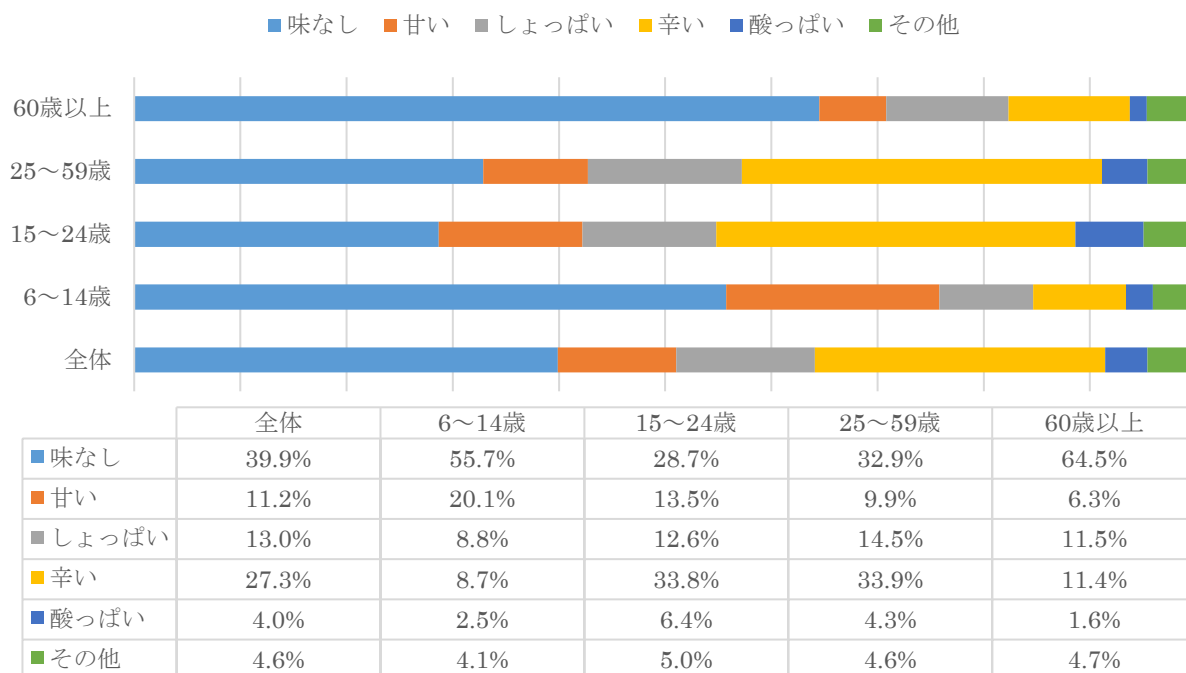
第5章 タイ人消費者の嗜好

タイ統計局 (National Statistical Office of Thailand) は、2013年2月から4月にかけてタイ全国の6,166万6,798名 (うち男性3,004万5,395名、女性3,162万1,403名) を対象に、タイ人消費者の食に関する嗜好の傾向の調査を行ったので、以下にその結果を紹介する

(1) タイ人の主食の味の嗜好 2013年

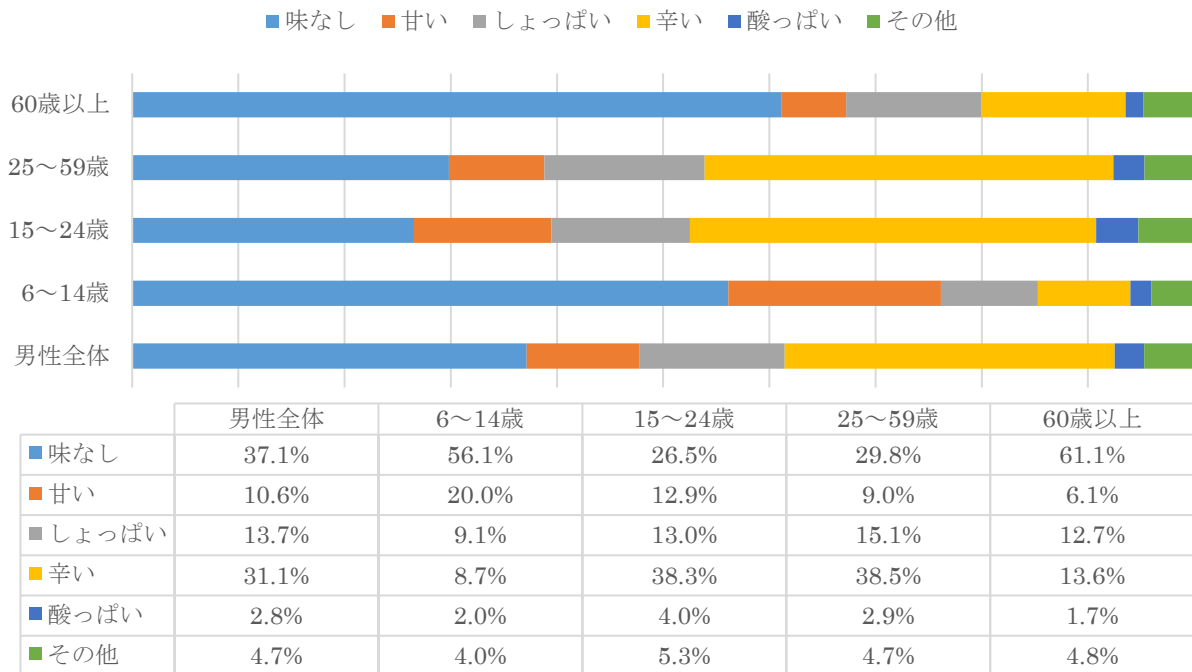
14歳以下および60歳以上は薄味を好む傾向にあるが、15～59歳では辛いものの嗜好が強い。香辛料や香味野菜を多用し、辛味、酸味、甘味などを多彩に組み合わせたタイ料理は、日本食に比べ濃い味付けである。炊いたタイ米 (カオスワイ) に肉や魚、野菜のおかず (カップカオ) を数種類添えるのが一般的な食事であり、この調査はそのおかずの味についての調査である。全体で1位を占める「薄味」のおかずとしてはガイパッキン (鶏肉のショウガ炒め)、ゲーンチューサライタレー (海苔と豚挽き肉のスープ)、カイヤッサイ (タイオムレット) などが挙げられる。トムヤムクンやソムタムなど外国人が思いつく代表的なタイ料理が、「辛い」おかずとして15～59歳のもっとも活動的な世代で1位を占める。

① 全体



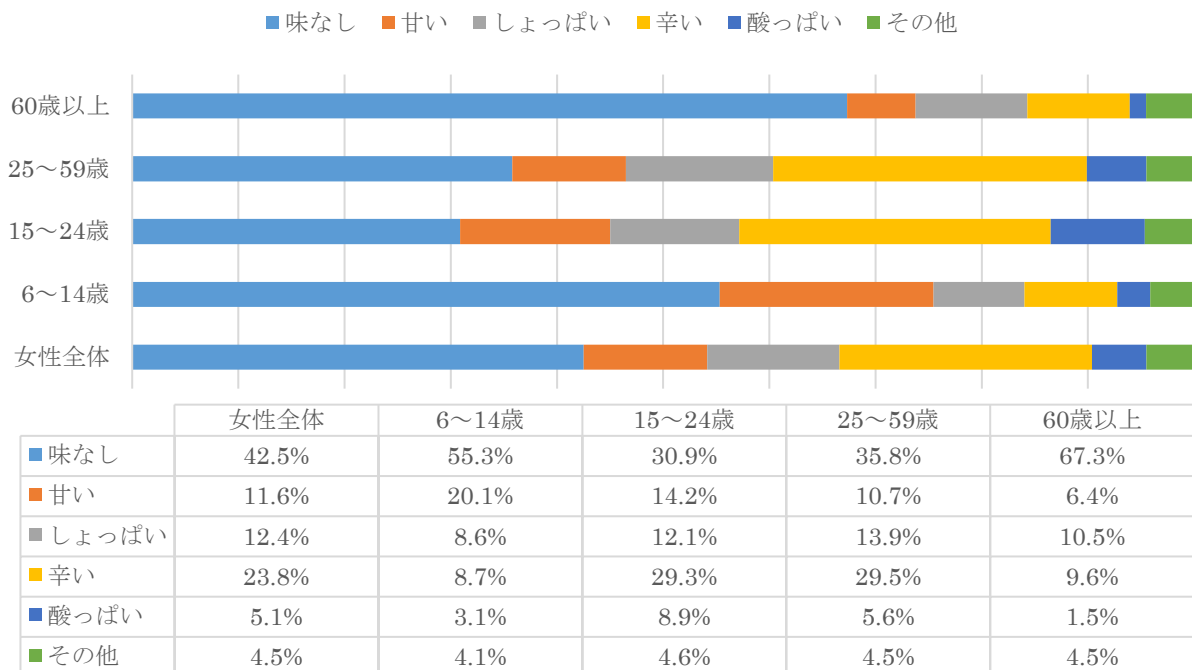
(出所：タイ国統計局)

② 男性



(出所：タイ国統計局)

③ 女性

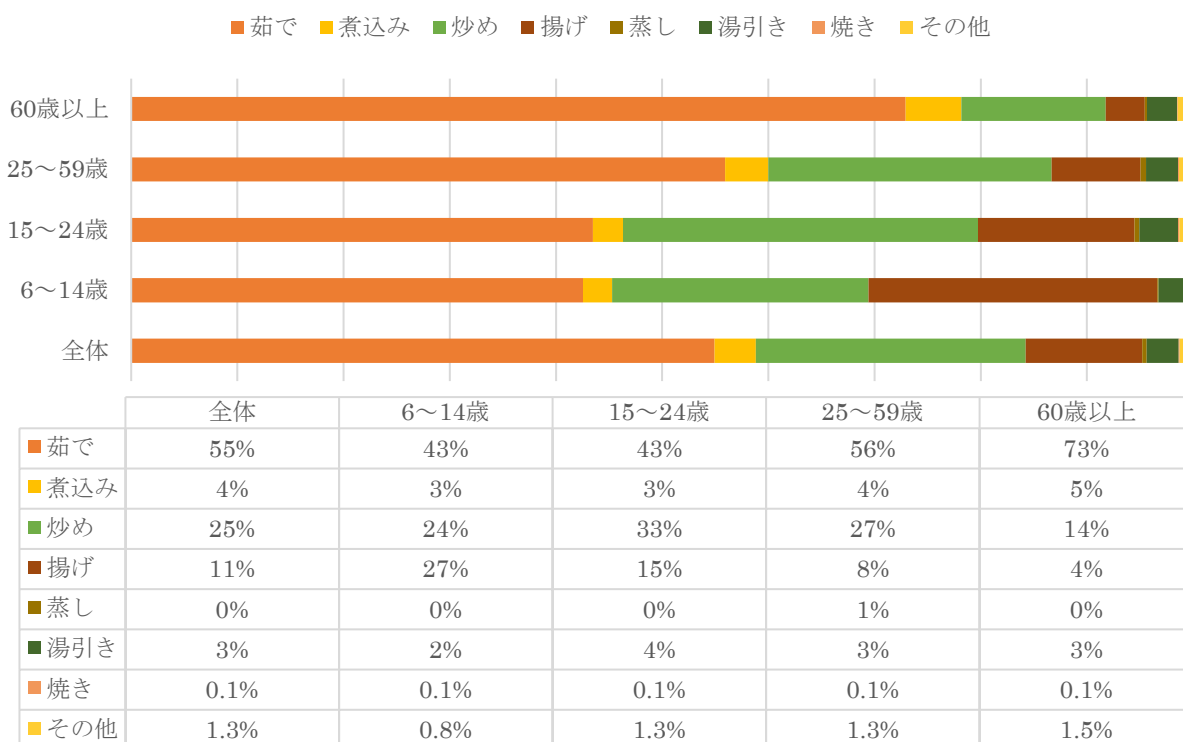


(出所：タイ国統計局)

(2) タイ人の調理法の嗜好 2013年

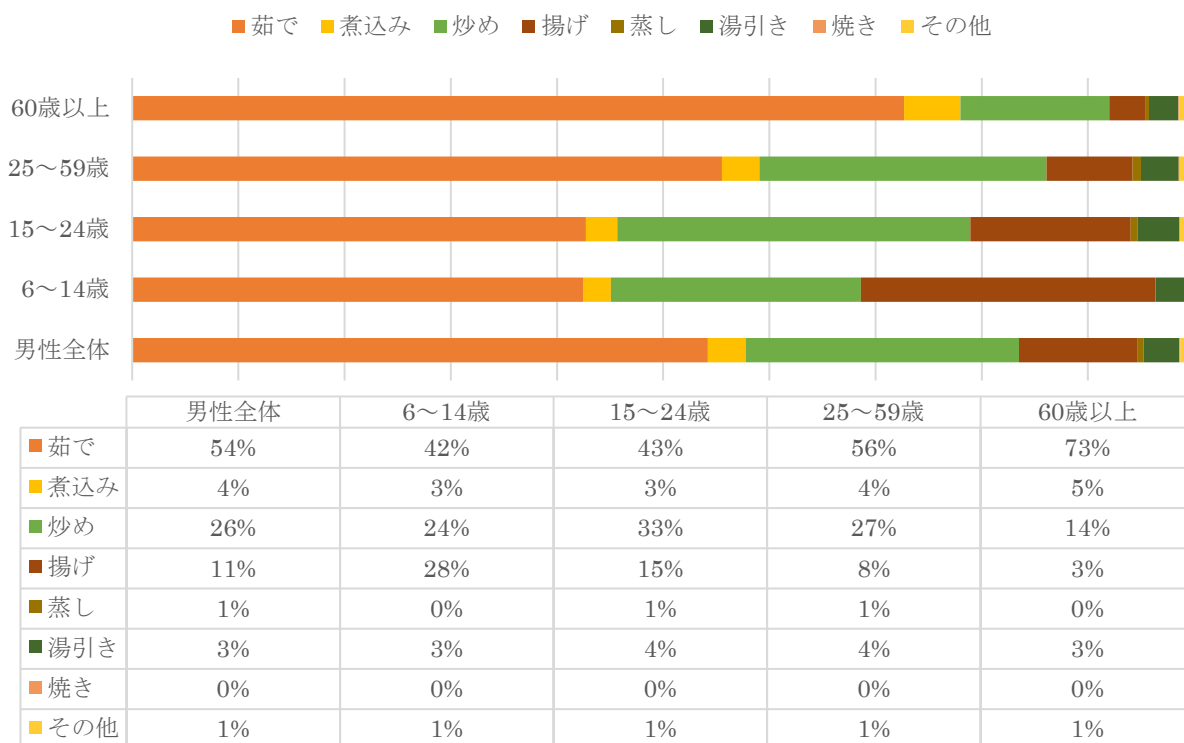
どの年代も「茹で」が半数近くあり、特に60歳以上では7割を超える。「炒め」がそれに次いで多いが、6～14歳においては「揚げ」がわずかながら「炒め」を上回っている。日本でグリーンタイカレーと呼ばれているゲーンキアオワーンなど汁物が含まれているため「茹で」が多数を占めていると思われる。「炒め（パッ）」には一般的に中華鍋が使用され、その味付けはナムプラー（魚醤）、ナムブリック（唐辛子、香味野菜などの合わせ調味料）など、タイの炒め物は多種多様である。鶏肉や練り物、バナナなど多彩な食材が路上の屋台で揚げられ、手軽な軽食として庶民の人気を博している。

① 全体



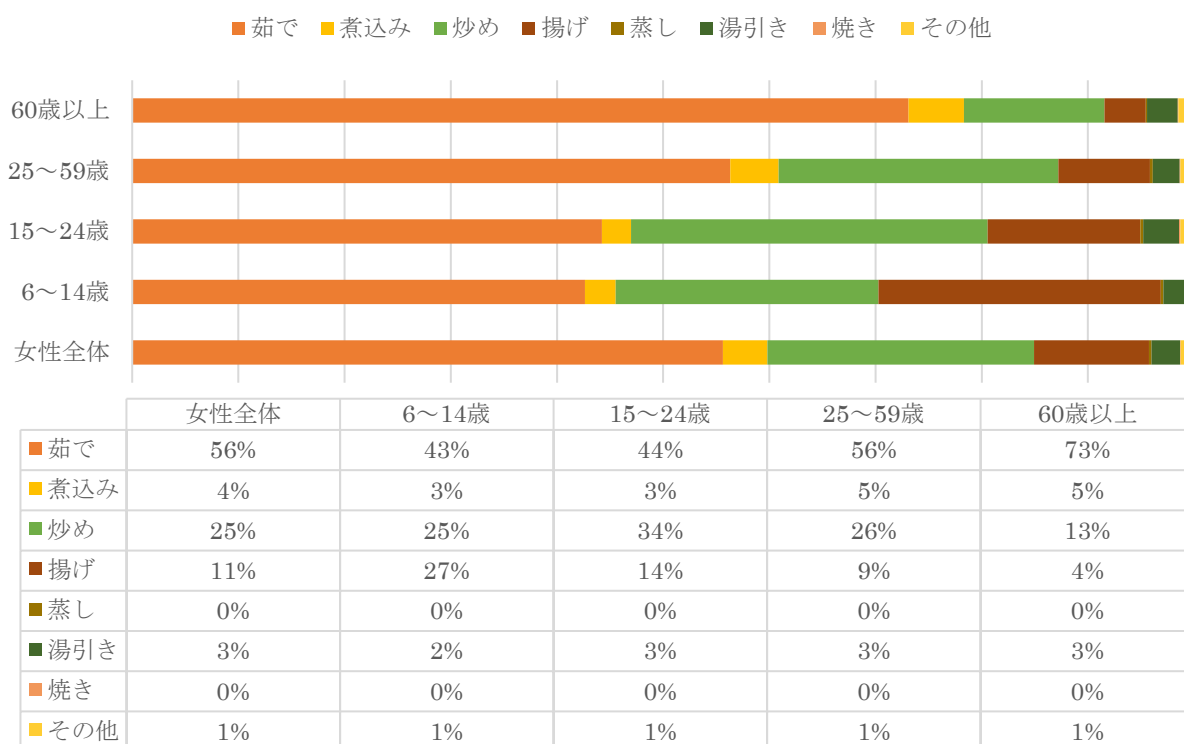
(出所) タイ国統計局)

② 男性



(出所：タイ国統計局)

③ 女性

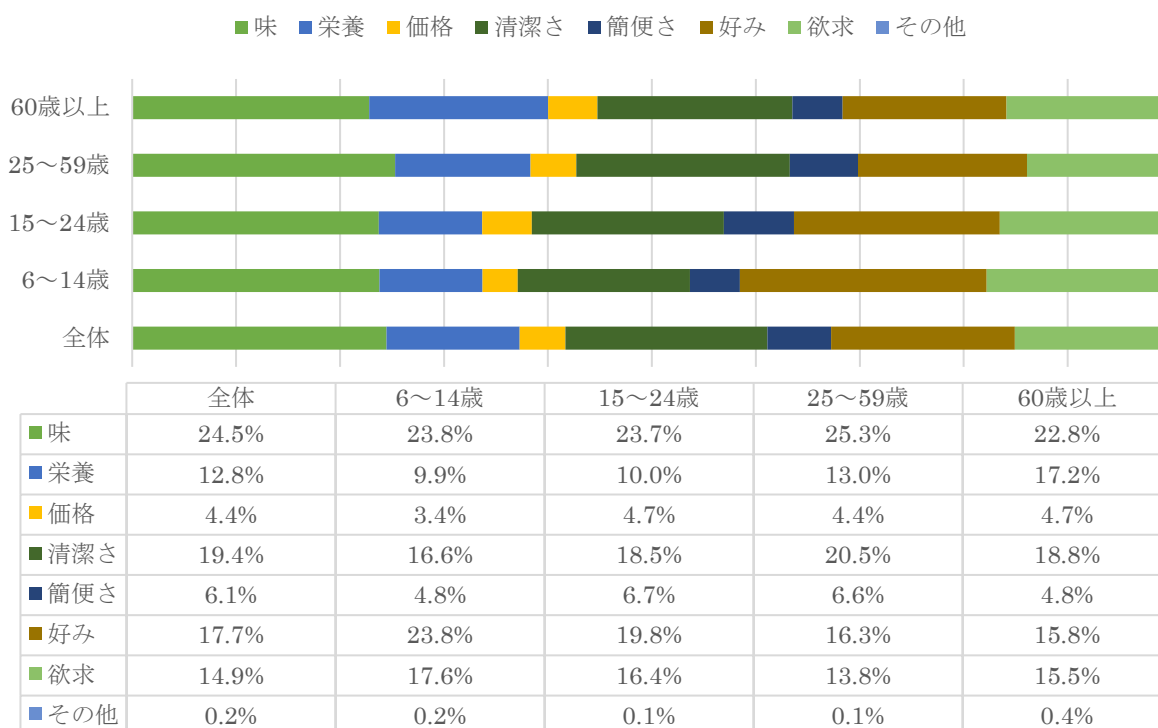


(出所：タイ国統計局)

(3) タイ人が食品購入時に考慮すること 2013年

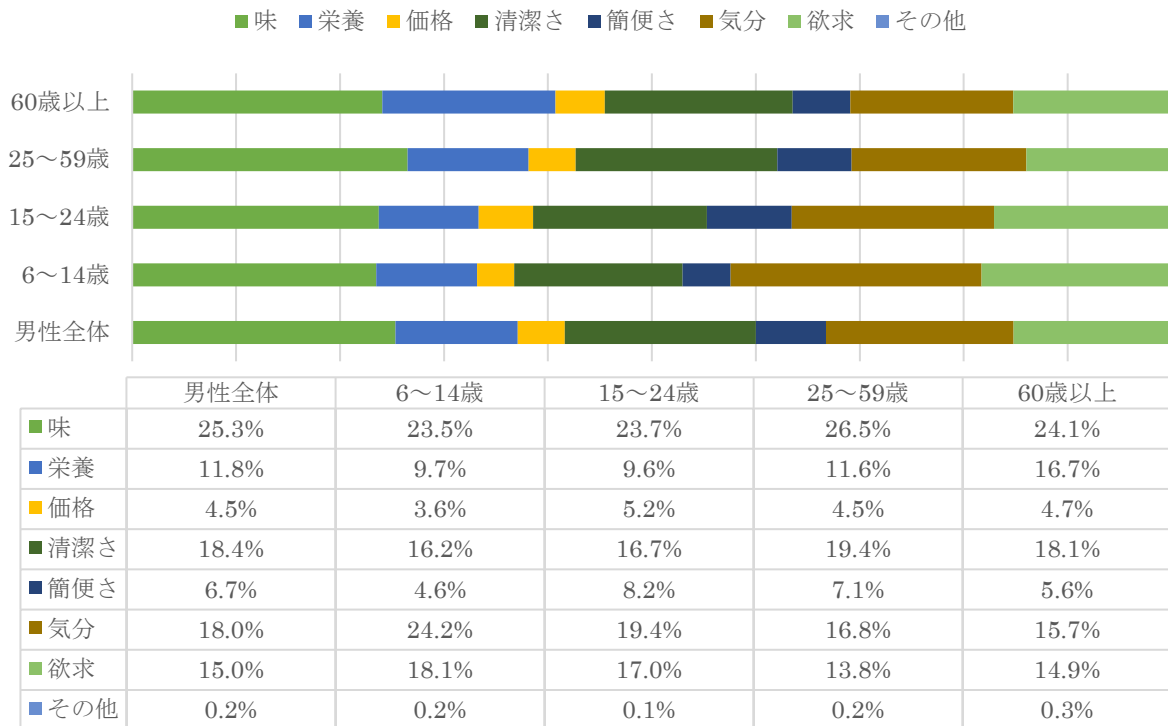
「味」「清潔さ」を重視する傾向にある。若い世代ほど「好み」を重視し、「栄養」を軽視する。昨今の健康意識の高まりで、高い年代を中心に「栄養」を考慮するが、全世代で1位を占めるのはやはり「味」である。味にうるさいタイ人は多く、味が評判の小さな食堂や屋台には列ができる。若い世代ばかりでなく、全体の3割以上が「好み」や「欲求」を考慮して食品を購入していることから、「好きなものを好きなように食べたい」という食事の楽しみ方が伺える。

① 全体



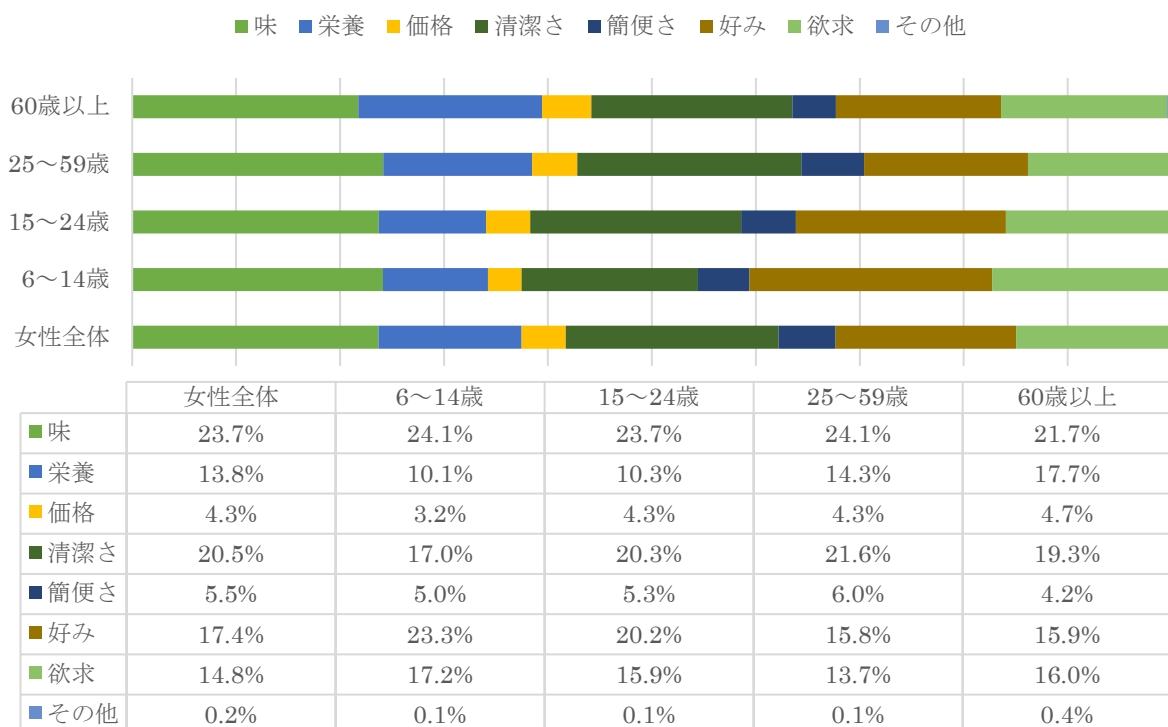
(出所：タイ国統計局)

② 男性



(出所：タイ国統計局)

③ 女性



(出所：タイ国統計局)

第6章 食品輸入小売企業による取組事例

1. 日系スーパーマーケット「UFM フジスーパー」

(1) 企業概要

社名：UFM Fuji Super Co., Ltd.

UFM FUJI SUPERは、タイのMETRO GROUPと富士シティオ株式会社（横浜市中区）の合弁SM事業会社であり、SM事業において長い歴史と経験を持つ会社である。

タイ王国のUFM FUJI SUPERは、1985年12月、タイ初の日系スーパーマーケットとして1号店をオープン。1996年5月、2号店をオープン、2008年4月、3号店(EXPRESS)をオープン、2010年11月に4号店、合計4店舗をバンコク都内の日本人居住区であるスクンビット地区に展開しており、日本食品の豊富な品揃えと日本式のサービスを特色としている。

客層は各店舗により多少の相違はあるものの日本人が7割ほど、タイ人またはその他が3割程。食料品(生鮮食品、冷凍・冷蔵食品、調味料、惣菜、飲料(酒類含む)、生活雑貨・日用品等)を取り扱うスーパーマーケットとして一定の地位を確立している。

(2) 輸入食品関連の取り組み

例えば、同じ「豆腐」であっても、タイローカル企業の製品と、タイ日系食品企業の製品、日本からの輸入の製品を並べると、日本人であれば価格が数倍高価であっても日本からの輸入製品を購入する傾向がある。その理由として顧客からは「日本製品にはタイでは製造できない味と品質がある」という声が聞かれる。輸入に際しては、メーカーから信頼のおける問屋を介して仕入れる事で品質や安全性に配慮している。商流が複雑になれば品質低下や輸入にかかる時間やコストがかかるため、メーカーからタイに至るまでの商流をトレースできることが非常に大切である。

(3) 日本産食品に対するニーズ

日本からの主な輸入食品は、青果物(主にリンゴ)、水産物(主にサンマ、いくら、めんたいこ、かずのこ)、加工食品(主に米、即席麺、納豆、豆腐、アイス、こんにゃく、漬物)である。

牛肉の販売について、日本から輸入を試みたことはあるが、価格が高いことと、日本人には毎日牛肉を食べる習慣がないことから、特に平日の販売損失は大きく、週末のみの販売を行ったことで「毎日購入できる定番商品」に至らなかったこと、スーパーマーケットの客層に合わなかったことから取扱を中止した経緯がある。

例えば、和牛であればタイ国内で取扱店舗は存在するが、デパートでの高価格での販売に限定されている。スーパーマーケットであれば交雑種を手ごろな価格で取り入れたいところであるが、客層に合った価格設定をすることができないのが現状である。

加工食品は様々な種類の商品を取り扱っているが、そのなかでも主力商品となっているのが「即席麺」「菓子類」である。即席麺は、タイ国内工業団地の勤務者、インド、中東、ミャンマー等のタイ周辺諸国の駐在員が大量にまとめて購入するケースが多い。日本人単身者の増加も売上増加の一因であると予想される。即席麺、菓子類が主力販売商品になっている理由は「長期間の保存が可能でありながら、日本の味を楽しめる」ことである。

また、多くの日本人学校の生徒が弁当を持参することから、日本からの冷凍食品やタイ生産の日本向け製品(冷凍餃子、冷凍唐あげ等)の取扱も多く、人気の商品になっている。

ここ数年、特に2012年の洪水からの復興、タイにおける日本ブーム、タイ国民に対するビザ免除によるタイ人の日本観光の増加、最低賃金引き上げなど、様々な要因からタイ人においても日本産食品のニーズは増加している。来店するタイ人顧客はカレーやとんかつ等の定番家庭料理に関心を持つ様子が伺われるが、日本食の作り方や、材料の揃え方といった日本食の基本情報が欠落しており、試食やレシピ伝授から販売拡大を狙っている状況である。

(4) 輸入における問題点

価格に関する部分は非常に大きい問題である。輸入品であれば当然であるが関税、輸送費などのコストがかかり、日本産の商品は元々の価格が高いことから必然的にタイ国内での販売価格は高額となる。将来的に輸入規制や税制の緩和、商流の簡素化などの問題が解決されることにより、在タイ日本人への合理的な価格での提供、中流タイ人家庭への提供が可能となれば、日本産食品の輸入拡大につながる可能性は大いにある。

商売には新規参入がある事は一般的であるが、近年、信頼のおけない業者が存在することも問題となっている。通常であっても一定期間を要する輸入手順に、一部の業者の単純なミスにより納品の遅れが生じることが頻繁に起こり、賞味期限の時間的な損失、品質低下の恐れなどリスクにつながっている。また、一部の小売店舗ではFDA承認のない食品を見かけることがある。ハンドキャリー等でタイ国内に持ち込み、店頭に出回っていることが予測できるが、このような行動により将来的な規制の厳格化や禁止項目の発令へと発展する可能性もあり、その場合には食品の輸入がより厳格化される可能性がある。更にはメーカー側にも責任が発生し、メーカーが海外への輸出を中止する可能性も否定できない。このような不適切な商行為をする一部の業者の取締りを強化することによって、食品輸入の様々なリスクを回避していく必要性を感じている。

(5) 今後の取り組み

現在、タイでは「日本ブームにより日本食はあふれ返っている」という印象があり、なかには「日本産」というブランドを大きく掲げ過大な宣伝方法を行っているものもある。その方法は一方的に悪いとはいえず、宣伝であることに相違ないが、「長期的な販売方法」とは異なると捉えている。当社が目指している目標の一つとして「損得だけを考えるのではなく、お客様の求める商品を一回の購入だけでなく、買いたい時に買えるように商品を揃える」という方針がある。日本人であれば再度購入しようとした時にその商品が棚になければ信頼を失う事が懸念される。タイ人顧客であれば一回だけの販売で日本食を理解してもらうことは困難で有り、正しい日本食文化を伝えながら長期的な信頼関係を保った販売戦略を考えていくことが重要であると考えている。

「日本食品の豊富な品揃え、日本式のサービス」を基本方針として、日本のリアルなトレンド情報を取り込み、タイローカルには真似のできない業務形態を確立するべく、従業員への日本式の教育を含め、日々精進している。店頭ポップには日本語とタイ語を表記する事でお互いの食文化と食材に対して自然と興味を持てるように工夫している。また雛祭や節分などの日本の文化を元に食文化をタイ国内の裾野まで拡大できるようプロモーションなどを取り入れて情報を発信したいと考えている。

今後は顧客ニーズにマッチした商品を取り揃える事はもちろん、在タイ日本人をはじめとして、中流タイ人家庭に合理的な価格で提供していくことを目指す。

2. 地場大手食品小売業 Central Food Retail Co., Ltd.

(1) 企業概要

社名：Central Food Retail Co., Ltd.

タイ国内で1996年からスーパーマーケットTopsを運営、バンコク首都圏を中心にタイ国内に92の支店を持つ。食料品(生鮮・加工、冷凍・冷蔵食品、調味料、惣菜)、飲料(酒類含む)、生活雑貨・日用品等を取り扱うタイ最大のスーパーマーケットである。母体であるセントラルグループのセントラルデパートとロビンソンデパートに併設されているケースが多いのが当スーパーマーケットの特長であり、おのずと主な客層は中流家庭以上となっている。顧客へ様々なライフスタイルを提案しながら、高品質な製品を提供し、小売業において最新技術の革新をもたらすことを目標としている。

(2) 輸入食品関連の取り組み

スーパーマーケット Tops では加工食品を中心に通常 300 アイテムを輸入しており、特別なイベント等によっては 200 アイテムほどを追加することもある。輸入食品の取り揃えはタイ国内でも随一である。

温度管理が必要な商品は分別を行ったあとに倉庫に保管し、配送時には商品毎に温度管理車両で輸送を行い、支店に到着後 30 分以内に冷凍室に商品を運ぶなど、社内で一定の基準を設けている。

(3) 日本産食品に対するニーズ

タイ人は一般的に甘い、塩味、辛いといった味付けを好む傾向があるが、日本食品のなかで一番売れている商品は菓子類、2 番目はインスタントラーメン、他にソースなどの調味料が好評である。

タイ人に好評な菓子類の中でも、ビスケット菓子がよく売れている。またタイの消費者は期間限定発売の商品や新発売の商品に大変な興味を示す傾向がある。

日本側は、毎年タイ企業を招いて新商品の見学会を行い積極的な輸出促進を行っており、その影響も手伝って新しい商品の輸入は増加の傾向である。日本政府のタイ国民に対するビザ免除により、タイ人が日本の食文化を知る機会が増えたことでタイ国内においても日本食品の購買意欲は高くなっている。タイ人にとって日本の食品は品質が高いというイメージがある事に加え、商品の包装が目新しく、綺麗であると好評である。このようなことから売れ行きは非常に好調である。

現在、店頭でのプロモーションや割引、雑誌・日系フリーペーパーへの広告掲載、展覧会 Taste of Japan を年 1 回開催するなどにより販売促進策をとっている。

(4) 輸入における問題点

08 年頃までは自社で食品を輸入していたが、現在は輸入業者を介している。その理由は 2 つある。①食品の輸入・販売許可を得ることが困難。新商品は製造工場規格証明書を提出しなければならないが、日本側でタイ FDA の要求する証明書が提出することができないなどの問題が発生すること。②輸入時にコンテナを満たす一定量の注文を行わなければならないため、一定の数量がまとまるまで時間が空いてしまうこと。

現在、輸入業者を介したことで上記 2 点の問題は解決されたが、この他に日本からの輸入に関して以下の問題点がある。：①賞味期限が短いため倉庫管理が難しい、②包装が大きく場所をとるため倉庫保管が難しい、③高価格である。理由としては商流の複雑さが高額となる。FTA

(Free Trade Agreements) には現在輸入している食品は含まれていない、④日本のメーカーは主に国内向けに生産しているため、明確な輸出方針がないことから輸入できないものがある、⑤タイの植物検疫において病虫害分析が厳しく、果物（特に柑橘類）が輸入しにくい、⑥日本メーカーによる規格変更などが頻繁にあり、継続して同じ商品を注文できないことがある。売れ行きは好調であったにも関わらず再注文ができない、さらに新しい商品に変更になると再度 FDA の許可を取らなければならないため時間的な損失を被ることとなる。また、消費者の声として、基本的に日本語のみ記載されているラベルに比べると英語の記載があった方が安心であるという話も聞かれた。

(5) 今後の取り組み

当社では多くの輸入食品を扱うが、その中でも「日本の新しい商品を積極的に輸入すること」を基本方針としている。14 年は景気が低迷したことで食品の売上に影響を及ぼしたが、それに反して日本からの輸入食品の売上は減少しなかったため、日本製品の市場規模は更に拡大できると見込んでいる。その理由は、昨今の日本ブームに加え、日本の商品はひとつひとつにセールスポイントがあり、タイ国内で十分に流行を作っていけると確信しているためである。今年も積極的に新しい商品を輸入していくことには変わらないが、規制の緩和などの恩恵があれば更に輸入量は増加していくことが予測される。



参 考 タイにおける食品産業・食品輸入の現状

1. 分類別食品輸出

	2012年		2013年	
	数量 (千トン)	金額 (百万バーツ)	数量 (千トン)	金額 (百万バーツ)
米・穀物製品	6,732	143,352	6,637	134,392
キャッサバのペレット・スターチその他の類型	11,430	177,185	11,100	174,351
果物	14,122	263,284	13,853	256,636
粉・スターチ	16,521	299,613	16,463	296,770
水産食品	18,154	546,878	17,933	505,532
ノンアルコール飲料	18,771	565,919	18,794	527,808
食肉・食肉製品	19,641	649,411	19,702	611,736
油糧粕	20,433	655,192	20,499	620,037
野菜	20,885	672,806	20,926	636,859
その他の食品	21,476	713,396	21,573	680,589
油脂	21,998	732,922	22,413	703,572
ペットフード	22,345	758,499	23,014	730,989
調味料	22,591	774,179	23,280	747,862
粉製品	22,844	794,818	23,561	770,619
乳製品	22,994	801,772	23,764	779,252
アルコール飲料	23,611	818,743	24,122	792,995
コーヒー、お茶	24,968	838,334	24,948	810,945
砂糖、ハチミツ	31,888	962,704	29,400	872,955
香辛料	31,920	963,758	29,446	874,381
油糧種子	31,941	964,271	29,470	874,920
キャンディ・砂糖菓子	31,985	970,282	29,514	880,368
乾燥豆	32,037	971,511	30,908	881,832
芋または類いの根	32,043	971,614	30,913	881,942
稲藁・籾殻・牧草	32,044	971,642	30,919	881,994
油糧種子の脱脂前の粉・ミルク	32,044	971,654	30,920	882,002
計	585,417	17,953,740	574,069	16,811,338

出所：タイ国家食品研究所の資料からジェトロ作成

2. 分類別食品輸入

	2012年		2013年	
	数量 (千トン)	金額 (百万バーツ)	数量 (千トン)	金額 (百万バーツ)
水産食品	1,626	96,082	1,646	96,026
油糧粕	5,415	150,295	5,436	156,027
乳製品	5,688	172,640	5,639	177,394
油糧種子	7,895	214,937	7,118	211,647
その他の食品	8,310	248,017	7,549	255,268
果物	8,982	272,908	8,246	281,589
米・穀物製品	11,625	299,514	9,956	300,850
コーヒー、お茶	11,735	312,296	10,047	312,471
野菜	12,207	322,995	10,576	324,551
油脂	12,423	332,425	10,733	331,168
アルコール飲料	12,516	342,649	10,858	342,432
食肉・食肉製品	12,824	358,350	11,186	356,544
粉・スターチ	13,157	364,484	11,762	361,713
粉製品	13,210	369,553	11,814	366,501
砂糖、ハチミツ	13,276	372,300	11,922	369,833
香辛料	13,341	374,372	12,109	372,220
調味料	13,357	376,435	12,125	374,236
ペットフード	13,369	377,474	12,138	375,565
キャンディ・砂糖菓子	13,386	379,613	12,156	377,651
キャッサバのペレット・スターチその他の類型	14,205	382,520	12,608	379,578
乾燥豆	14,240	383,222	12,674	380,991
ノンアルコール飲料	14,297	384,219	13,267	382,362
芋または類いの根	14,315	384,504	13,282	382,704
油糧種子の脱脂前の粉・ミル	14,316	384,560	13,284	382,765
稲藁・籾殻・牧草	14,317	384,581	13,285	382,790
	290,030	8,040,946	261,416	8,034,874

出所：タイ国家食品研究所の資料からジェトロ作成

3. 食品の上位輸出先国（上位 25 位）

単位：数量（千トン）、金額（億バーツ）

	2010 年		2011 年		2012 年		2013 年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
日本	2,063	1,161	2,720	1,409	2,453	1,490	2,420	1,291
米国	1,462	1,172	1,480	1,234	1,587	1,114	1,397	1,025
中国	5,915	573	5,619	716	7,246	853	6,864	956
英国	344	310	424	347	398	340	1,305	329
ベトナム	653	178	679	204	882	303	734	265
マレーシア	992	233	1,471	353	1,312	337	1,096	291
インドネシア	2,020	327	2,925	492	2,841	487	1,967	318
香港	661	184	662	203	710	197	839	217
ミャンマー	337	156	428	207	569	255	685	260
オーストラリア	380	212	428	249	360	264	418	258
カンボジア	722	186	814	227	1,081	293	1,086	304
ナイジェリア	1,339	203	1,532	239	1,202	216	106	40
ベナン（ダホメ）	461	77	206	33	343	61	802	144
カナダ	237	171	243	197	234	204	309	180
韓国	755	113	1,261	200	1,608	234	1,366	200
シンガポール	482	153	604	186	493	165	560	168
オランダ	253	146	374	172	287	166	335	178
ラオス	301	88	376	130	484	163	439	157
フィリピン	1,151	244	619	173	553	156	427	141
南アフリカ	659	140	660	142	486	143	449	127
ドイツ	157	120	205	133	259	158	347	159
台湾	570	135	702	174	823	176	724	162
アラブ首長国連邦	191	56	247	73	154	69	277	73
イタリア	113	97	207	134	112	103	169	107
エジプト	71	47	74	53	76	75	177	49

出所：タイ国家食品研究所の資料からジェトロ作成

4. 食品の上位輸入先国（上位 25 位）

単位：数量（千トン）、金額（億円）

	2010 年		2011 年		2012 年		2013 年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
米国	1,659	334	1,390	331	1,742	458	1,713	518
ブラジル	2,722	362	2,771	433	2,696	459	1,835	378
中国	866	230	1,073	305	1,207	384	1,145	406
アルゼンチン	1,115	142	956	147	1,040	161	1,738	282
オーストラリア	663	141	866	173	1,637	249	958	198
ニュージーランド	121	108	131	129	137	128	160	125
インドネシア	482	121	577	144	499	201	456	181
ベトナム	107	57	174	94	223	115	201	105
日本	131	76	125	82	143	97	359	95
台湾	234	102	111	60	172	128	176	106
マレーシア	165	99	241	145	196	140	153	113
インドネシア	520	92	700	126	1,080	193	926	180
パラグアイ	10	1	1	0	1	0	3	1
シンガポール	54	44	72	98	71	83	93	83
フランス	154	49	83	43	88	59	238	73
オランダ	84	39	118	65	121	57	115	60
ドイツ	130	33	114	39	169	48	193	51
韓国	124	50	97	66	117	79	118	80
チリ	19	24	29	38	34	38	39	33
カナダ	202	35	411	60	296	54	217	45
英国	114	61	64	50	59	68	92	69
ノルウェー	19	30	17	26	27	35	32	38
ベルギー	39	13	69	22	74	23	53	25
フィリピン	55	34	61	38	78	58	58	43
パプアニューギニア	43	18	148	64	92	26	87	19

出所：タイ国家食品研究所の資料からジェトロ作成

5. 主要輸出先国の輸出品目

2012年

国	主要輸出品
日本	鶏肉調製品(21.98%)、白エビ調製品(8.60%)、砂糖(7.38%)、冷凍白エビ(6.57%)、ツナの缶詰(3.38%)、ペットフード(2.77%)、冷凍魚(2.30%)、冷凍イカ(1.94%)
米国	白エビ調製品(12.86%)、冷凍白エビ(12.86%)、ツナの缶詰(11.94%)、ジャスミン米等級2(10.08%)、パイナップル缶詰(4.33%)、ペットフード(2.92%)、完成ココナツミルク(2.52%)
中国	キャッサバチップ・ペレット(38.89%)、砂糖(11.5%)、キャッサバスターチ(8.85%)、ドリアン(4.62%)、サトウキビの砂糖(3.82%)、ジャスミン米等級2(3.82%)、リュウガン(3.7%)
インドネシア	サトウキビの砂糖(35.03%)、キャッサバスターチ(17.94%)、白い米(7.3%)、リュウガン(5.5%)、もち米(2.88%)、砂糖(1.12%)、ドリアン(0.88%)
英国	鶏肉調製品(46.71%)、白エビ調製品(10.23%)、冷凍白エビ(6.95%)、ツナの缶詰(4.11%)、ジャスミン米等級2(1.88%)、パイナップル缶詰(1.78%)、ペットフード(1.65%)、完成ココナツミルク(1.27%)

2013年

国名	主要輸出品
日本	鶏肉調製品(23.28%)、白エビ調製品(7.99%)、冷凍白エビ(4.60%)、砂糖(4.30%)、ツナの缶詰(4.02%)、ペットフード(3.26%)、白米(2.97%)、冷凍魚(1.59%)
米国	白エビ調製品(14.05%)、ジャスミン米2等級(9.1%)、ツナ調製品(10.42%)、冷凍白エビ(10.39%)、パイナップル缶詰(4.32%)、ペットフード(3.74%)、完成ココナツミルク(2.52%)、
中国	キャッサバチップ・ペレット(41.04%)、キャッサバスターチ(9.1%)、ジャスミン米等級2(4.65%)、ドリアン(4.5%)、リュウガン(4.49%)、乾燥リュウガン(2.45%)、冷凍魚(1.22%)、乾燥魚(1.22%)
英国	鶏肉調製品(47.27%)、白エビ調製品(9.49%)、冷凍白エビ(5.06%)、ツナ缶詰(4.7%)、ジャスミン米2等級(2.04%)、ペットフード(1.88%)、完成ココナツミルク(1.61%)、パイナップル缶詰(1.59%)
インドネシア	生砂糖(添加物なし(32.14%)、砂糖黍からの砂糖(18.54%)、キャッサバスターチ(10.32%)、リュウガン(4.12%)、クリーマー(コーヒーに入れる偽ミルク)(1.73%)、炭酸なしの飲物(1.58%)、ペットフード(1.35%)

出所：タイ国家食品研究所の資料からジェトロ作成

6. 主要輸入国からの輸入品目

2012年

国	主要輸出品
ブラジル	消費大豆 (52.27%)、大豆油粕 (45.57%)、冷凍かつお (1.24%)、冷凍オレンジジュース (0.3%)、その他のペットフード (0.19%)、インスタントコーヒー (0.6%)
米国	消費大豆 (19.92%)、消費小麦(メスリン以外) (12.62%)、冷凍かつお (10.36%)、その他の大豆 (6.85%)、サプリメント (6.4%)、ペットフード (3.02%)、その他のペットフード (3.58%)、ペット用のサプリメント (3.02%)
中国	みかん (8.74%)、リンゴ (8.06%)、葡萄 (4.56%)、冷凍サーディン (3.67%)、人参 (3.35%)、冷凍かつお (2.6%)、ツナ (2.57%)
オーストラリア	小麦・メスリン (39.22%)、消費その他のメスリン (12.61%)、小麦 (10.81%)、乳幼児食品用添加物 (4.91%)、粉・クリーム・錠剤の牛乳 (4.44%)、ワイン (1.53%)、牛肉 (1.22%)
インドネシア	冷凍海水魚 (14.27%)、燕の巣 (11.77%)、冷凍かつお (10.82%)、パーム油 (5.27%)、缶詰ツナ (2.95%)、ココア (2.77%)

2013年

国	主要輸出品
米国	医学用食品 (13.24%)、消費小麦(メスリン以外) (13.21%)、冷凍かつお (12.22%)、消費大豆 (10.35%)、サプリメント (7.49%)、その他の大豆 (2.91%)、冷凍サーモン (2.71%)、その他のペットフード (2.62%)
中国	リンゴ (8.71%)、みかん (8.36%)、冷凍かつお (4.26%)、ぶどう (3.51%)、イカ (3.42%)、人参 (3.25%)、きのこ (2.47%)
ブラジル	消費大豆 (54.03%)、大豆油粕 (43.64%)、冷凍かつお (0.92%)、冷凍オレンジジュース (0.37%)、その他の大豆 (0.26%)、チョコレート (0.1%)、インスタントコーヒー (0.09%)
アルゼンチン	大豆油粕 (87.34%)、その他の大豆 (8.13%)、冷凍エビ (1.31%)、消費大豆 (1.1%)、冷凍イカ (0.79%)、チョコレート菓子 (0.37%)、冷凍魚 (0.2%)
オーストラリア	麦芽(炒っていないもの) (13.74%)、調製食品 (12.86%)、消費小麦(メスリン以外) (11.17%)、小麦 (9.24%)、乳幼児用の食品 (7.48%)、粉・クリーム・錠剤の牛乳 (4.25%)、葡萄 (1.8%)、バター (1.64%)

出所：タイ国家食品研究所の資料からジェトロ作成